

○浮標と云ふは如何なることを云ふか。

○浮標と云ふは、海に浮ばせてある、ブイの事です、此處に暗礁があるとか、此處は危険だとか云ふことを示してある、其の印を云ふのです。

○其他の方法とは如何なることを云ふか。

○假令ば船の通つて其の道に當つて、浮標の置き場處を故意にかへるとかすれば、是れを其の通路を害するのである、此の他如何なる方法を用ゆるも船の通らふとする其の方角を誤ましたものは、矢張その通路を害したことになるのです。

○人の乗てる汽車電車を顛覆したり、破壊したりとは如何なることを云ふか。

○假令ば汽車なり電車なりの其の通路に材木又は石などを置くか、或は其の路を毀すかして、其處を通つたときに汽車なり電車なりが顛覆へつたり、假し顛覆へらずとも、其の障害物の爲に毀れたりせる場合のことを云ふのである。

第十二章 住居を侵す罪

〔註〕 本章は人の住居や船舶の内などへ無暗に入り込んで行つて迷惑を掛けた者を罰す

る規定です、元來人の住居へ見ず知すの者が、相當の理由だに無して、入り込む可き筈のものでない、然るに其家の主の承諾もなく入り込んで行きて、文句を云つたり暴れたりした者は相當の罰がある。

第二百三十條 故なくして人の住居又は人の看守する邸宅、

建造物若くは艦船に侵入し又は要求を受けて其場處より退去せざる者は三年以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す

〔註〕 斯様な用向で來たと云つて、其の家の人か又は其の家の番人か或は船ならば其の内にある人の承知を得れば當然だが、イヤ入つては成らぬと斷を云ふたにも拘はらず、亂暴をしてまでも入つたり、又たお汝此處にある事は成ぬと云つて、出て行と云はれたにも拘はらず、其場を退去せなんだ時には、三年以下の懲役か五十圓以下の罰金に處せられるのです。

第三百三十一條 故なく皇居、禁苑、離宮又は行在所に侵入

したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

神宮又は皇陵に侵入したる者亦同じ

〔註〕 天子の御住居や御苑や離宮や又は天子様の御旅所等へは、素より相當の身分あり資格ある者が、入る可き理由のある時の外は、一寸とでも門内へ入ることは出来ぬのである、然るに誰れ彼の差別なく秘入り込んだり、番人の許も得ぬに入り込んだりした者は、三月以上五年以下の懲役に處せられますのです。又た伊勢の大神宮様や、御代々の陵へ故なくして入つた者も矢張五年以下の懲役に處す。

第三百三十二條 本章の未遂罪は之を罰す

〔註〕 本章の住居を侵す罪の未遂罪も罰されるのです。

○第十二章 住居を害する罪の問答

○看守せる建造物とは如何なる物を云ふか。

○假令は畑や其の他の番小屋を番して居る者があつた時のことを云ふのである。

○住宅へ侵入すると云ふことは、晝でも夜でも罪となるか。

○固より晝であらふが夜であらふが其れには區別はない、夜本章の罪を犯せば、重きに從つて處断されるのであらふと思はれるのである。

○要求を受けと云ふのは如何なることを云ふのですか。

○入られては困るとか入つては成らぬとかと云ふことを、其の家なり其の小屋なりの番人が云つて、遮ぎつたにもかゝらず、無理に入らふとしたり、入つたりしたりすれば、其の要求をきかぬことに成る、斯の如きことを要求と云ふのである。

○離宮とは如何なる御場處のことを云ふや。

○離宮とは御別荘と云ふことです。

○禁苑とは如何なる御場處のことなるや。

○禁苑とは、御所のお庭のことを云ふ、又た離宮の御庭も禁苑と申すのです。

○知らず知らず皇陵に入つたものは何ふなりますか。

○皇陵とは本文の註に述べて置きました通り、天子様の御代々のみさゝぎのことを云ふのです、左れば、皇陵は實に神聖にして干すべからざる御處であります其れ故に假し入らふと思ふても入り得らるべきではありません、ところが、周圍の垣を乗り越して入つたり、又た番人の隙を窺ふて入つたりする場合を云ふのです、斯の如き不敬な事をする者はありまするが、あつた時には本章の規定に依つて處罰されるのです。

第十三章 秘密を侵す罪

〔註〕本章では誰でも他人に聞かせたり、又た見せたりすることの出来ぬ内證事のあるもの、其の内證事を利益を得ん爲だとか、又は面白半分、殊更にあばいた時の罰を定られてある。

第三百三十三條 故なく封緘したる信書を開披したる者は一年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す

〔註〕袋に入れて封の施してある手紙を、其の家族の者ならば兎も角も、家族以外の無關係の者が無暗に披ひた時には、一年以下の懲役か、二百圓以下の罰金だ、なれど此の手紙は披ひて見る必要があると云ふ、相當の理由ある時は此の限ではないのです。

第三百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人、又は之等の職に在し者故なく其業務上取扱ひたる事に付き知得たる人の秘密を漏泄したるときは六月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す
宗教若くは禱祀の職に在る者又は之等の職に在りし者故なく其業務上取扱ひたることに付き知得たる人の秘密を漏泄したるとき亦同じ

〔註〕 醫者や藥劑師や産婆や辯護士やさては公證人や執達吏など、云ふものは、其の職

務上で頼まれてした事に付きて、人の内證事を承知してゐることが澤山に在ります。假令ば公證人が遺言状を認めた其の事柄など皆な内證ごとです。此れ等の者が知つて其の内證事を、相當の理由だもなくして、他人へ漏した時には、六月以下の懲役か百圓以下の罰金です。

又た目下神官や僧侶などの職に在るものか、又は此れまで右等の職に在つた者が、其の職務に依つて承知してゐた事を、相當の理由だもなくして他人へ漏した時には、矢張六箇月以下の懲役か百圓以下の罰金に處せられます。

第二百二十五條

本章の罪は告訴を待て之を論ず

〔註〕 本章に規定されてゐる、凡ての秘密に關する罪は、其の秘密をあばかれたる本人が告訴をするにあらねば罪とはならぬ、其は本人でなければ、あばかれた秘密が害に成るか成ぬか知れぬからである。

第十三章 秘密を侵す罪の問答

○電信でも信書となるものによ。

○然り、無論信書です苟も封がしてあつて、其の封を破つてなければ、其の内に記されてある事實を知り得れぬ者は皆な信書です。

○秘密と云ふことに就ては其本人が醫士なり辯護士なりに、秘密にして呉れと云ふて頼んだ時のことを云ふのですか。

○イヤ秘密にして呉れと云ふて頼んますとも、其の事柄が秘密なことであれば、決して漏すことは出来ぬ、漏せば罪となるのである。

○告訴を待て論ずる罪は本人が告訴せねば駄目ですか。

○無論左様です、なれども未丁年者にかゝる時は、其の後見人から訴たへてもよろしいのです、本人でなくば本章規定の罪の利害如何が分らぬからです。

第十四章 阿片煙に關する罪

〔註〕 本章は阿片煙草を喫んだり喫む道具を賣たり、又は阿片煙草を賣つたり製造したり我が國へ輸入したりせる者を罰する規定です、阿片煙草は、支那で製するもので、此を喫むと何とも云へぬよき心持に成つて、止められないシテ其の身軀に害あるは素

より、此れが爲めに怠惰ものと成るからである。

第三百三十六條 阿片煙を輸入、製造又は販賣し若くは販賣の目的を以て之を所持したる者は六月以上七年以下の懲役に處す

〔註〕 阿片煙を秘と我國へ持ち込んだり、製造をしたり又は賣たり、或は賣る爲に匿して持つてたりせる者は六月以上七年以下の懲役に處せられる。

第三百三十七條 阿片煙を吸食する器具を輸入製造又は販賣し若くは販賣の目的を以て之を所持したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

〔註〕 阿片煙草を吸ふには相當の道具がなければ吸ふことが出来ぬ、此の道具を支那より輸入したり、又は我國に於て、其を秘と製造したり、又は製造して秘と賣た者、或

は買手があつたら賣ふとして持つて居つた者は、三月以上五年以下の懲役に處せられます。

第三百二十八條 税關官吏阿片煙又は阿片煙吸食の器具を輸入し又は其輸入を許したるときは一年以上十年以下の懲役に處す

〔註〕 元來税關の官吏たる者は、阿片煙や阿片煙吸食の器具を輸入した輸入しよとする者があるか、無きかを取り調べねば成らぬ役目である、然るに其れの輸入を默許したり輸入させたりした時には、其の罪が一層に深かるべき筈のものである其故に此の場合の罪は一層に重くつて、即ち一年以上十年以下の懲役に處せられるのです。

第三百二十九條 阿片煙を吸食したる者は三年以下の懲役に處す

阿片煙を吸食する爲め房屋を給與して利を圖りたる者は

六月以上七年以下の懲役に處す

〔註〕 本條は阿片煙を吸ふたる者を罰する規定にして、阿片煙を吸ふた者は、誰彼の容赦なく三年以下の懲役に處せられます、阿片煙と云ふ者は、匿れて吸まねば成らぬものです其故に其を吸むべく爲めに相當の利益を取つて部屋を貸し與へたるものは、六月以上三年以下の懲役に處せられます。

第四百十條 阿片煙又は阿片煙吸食の器具を所持したる者は一年以下の懲役に處す

〔註〕 本條は吸ひ吸まぬ賣らぬ、其れ等の事に拘はらず、阿片煙を持てたり吸食の器具を所持してゐたりした者は凡て一年以下の懲役に處せられますのです。

第四百十一條 本章の未遂罪は之を罰す

〔註〕 本章に記載されてあります、凡ての罪に就ひて未遂罪は之を悉とく罰せられるのです。

○第十四章 阿片煙に關する罪の問答

○阿片煙とは如何なる物を云ひますか。

○阿片煙と云ふのは、阿片と云ふ毒藥を入れて製造したる煙草のことを云ふので、此は我が國では製造されません、重に支那で製造して、所謂密輸入するのです、阿片煙を吸ふと、其れが習慣に爲つて止められぬのです。

○賣る目的でなく單に所持して居つた者は無罪でしよいか。

○無論無罪ですなと云ふのは賣ふと云ふ目的に依つて罪が初めて成立つのですから、目的がなくして所持してゐた者は無論無罪です、なれども既に所持してゐる以上は吸ふと云ふ目的が生じて來るから取調べの結果右の目的であつた時には、第三百二十九條の例に依て處罰されるのです、又單に所持してゐた時には、其の目的の如何に拘はらず、第四百十條の規定で處罰されます。

○阿片煙を吸ふ可く利益を得る爲でなくして部屋を借た者は何ふなりますか。

○假し部屋の借し賃を取らずに借した者でも阿片煙を吸ふ爲だと云ふことを知つて借た

るものは處罰されるでせふが、其情を知らずに何氣なく借した者は罪には成りませぬ。

○阿片煙の罪に關しての各條の未遂罪を問ふ。

○賣ふ買ふと云ふ約束をしたり、器械を用意して拵へ初めたり、此れから吸ふとしたりするなど皆な其である。

第十五章 飲料水に關する罪

〔註〕 本章は凡て日用の飲料に關する罪に就いての處罰を定められたるものでして、人間の生活に就きて水ほど大切なものはない、其れに就いて犯した者を罰する規定です。

第四百十二條 人の飲料に供する淨水を汚穢して因て之を用ゆること能はざるに至らしめたる者は六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す

〔註〕 人の飲料たるべき清潔なる水を汚して、其の水を飲料に用ゆることの出来なくさ

せたる者は、六ヶ月以下の懲役か左なくば五十圓以下の罰金に處せられます。

第四百十三條 水道に因り公衆に供給する飲料の淨水又は其水源を汚穢し因て之を用ゆること能はざるに至らしめたる者は六月以上七年以下の懲役に處す

〔註〕 前條の規定は井戸や其の他の水に就ての規定ですが本條のは左様でない、水道にて大勢の人々の飲料水を送る時に其の水を汚して飲料に供することの出来ぬ様にして終ふとか、其の水道の水源を汚して其用を爲すことの出来ぬ様にして終ふた者は、六ヶ月以上七年以下の懲役に處せられます。

第四百十四條 人の飲料に供する淨水に毒物其他人の健康を害す可き物を混入したる者は三年以下の懲役に處す

〔註〕 本條の規定は井戸其他飲料に供する淨水の中へ、毒物を入れて、其水を飲めぬ様にしたり、又は毒物でなくとも、其水を飲めば多少健康を害なふと云ふ様な物を混合

した時には、三年以下の懲役に處せられます。

第四百十五條 前三條の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重に從つて處斷す

〔註〕 前三條の規定は汚穢したり、毒物を投り込んだりした時の處罰でありまして、其れを用ゆることの出来な場合ですが、若も右の如くに爲したる物を知らずに用ひて、其れが爲に健康を損じさせたり、大病人となしたり、又は死したりした様な場合には、後に規定されてある、傷害罪中に依つて其の最も重きに依り處罰されるのです。

第四百十六條 水道に依り公衆に供給する飲料の淨水又は其水源に毒物其他人の健康を害すべき物を混合したる者は二年以上の有期懲役に處す
因て人を死傷に致したる者は死刑又は無期若くは五年以

上の懲役に處す

〔註〕 本條は水道の淨水か又は其水源地の淨水中へ毒物か其の他、人の健康に害と成るべき物を投り込んだ時の罪を定められたので、即ち毒物や其他人の健康を害すべき物を投り込んだ時には、二年以上十五年以下の懲役に處せられます、ところが毒物を投り込んだ其水を知らずに飲んだ爲めに其の者が病人と成るか、又は生命に關する様なことがあつた時には、死刑か無期の懲役か左なくば五年以上の有期懲役に處せられますのです。

第四百十七條 公衆の飲料に供する淨水の水道を損壞又は壅塞したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

〔註〕 本條は上水道を損じさせたり、又は故意に物をつめたりして、其の水路を塞ぐ者を處刑される規定で、上水道に對して、右様のことを爲したる者は、一年以上十年以下の懲役に處せられるのです。

○第十五章 飲料水に關する罪の問答

○飲料でない水を汚したのは無罪ですか。

○無論無罪です、飲料に供されない水は元來不潔なんですから、之を汚した所が、格別害を人躰に與へる事はない元來が飲むべき筈の物でないのだから。

○淨水を汚穢すると云ふのは何なるか。

○清潔な水の中へ塵埃や泥などを入れたのが即ち淨水を汚水にしたのです、言葉替へて云へば飲水を汚して、飲み得られぬ様になしたることを云ふのです左れば健康に害ある物を入れたのとは異ひますのです。

○健康に害ある物とは如何なる物を云ふか。

○此れは飲めば必らず大なり小なり身躰に害となるもの、ことを云ふのです、左れば毒藥であらふが、澁であらふが、石灰であらふが是れ皆な毒藥でなくも人間の身躰に害となる毒物なんである。

第十六章 通貨偽造の罪

本章は我國通用の金銀貨幣や紙幣や銀行券などを贋造したり、變造したりせし者を罰する規定です。

第四百四十八條 行使の目的を以て通用貨幣、紙幣、又は銀行券を偽造又は變造したる者は無期又は三年以上の懲役に處す

偽造變造の貨幣紙幣又は銀行券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交附し若くは輸入したる者亦同じ

〔註〕 金銀貨幣や紙幣を偽造變造して相當の利益を得むとしたる者は、重ければ無期輕ければ三年以上十五年以下の有期の懲役に處せられるのです、又た偽造したり變造したりせる金銀貨幣や紙幣や銀行券などを行使つた者を欺むきて、本物の様に見せかけて人に渡したる者も亦た無期か三年以上十五年以下の有期懲役です、其から外國で偽造

變造して我が國へ送り込んだ者も同罪に處せられますのです。

本條に行使の目的を以てと記されてあるは、使ふ積でと云ふ意味で、未だ使はずとも現に偽造變造したら罪は成立のである、行使と云ふことは、賈物を真物の如くにして使つて相當の不義の利益を得たことを云ふ、交付と云ふは使ふ積で自分は假し拵へすとも人に渡せば交付である。

第四百九條 行使の目的を以て内國に流通する外國の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造又は變造したる者は二年以上の有期懲役に處す

偽造變造の外國の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交附し若くは輸入したる者亦同じ

〔註〕 本條は外國の金銀貨、紙幣又は銀行紙幣の類で、其れが我國にて通用せる物を偽造したり、變造したりして使つたり、又は偽造變造の外國貨幣を賈と知りつ、使つたり、又は人に渡して使はせたり、或は外國で賈物を拵へて其れを我國へ、秘と輸入せる者などを罰される規定であつて、此等の事を爲したる者があつた時には、輕くて二年、重くつて十五年の有期の懲役に處せられるのです。

第四百十條 行使の目的を以て偽造變造の貨幣、紙幣又は銀行券を收得したる者は三年以下の懲役に處す

〔註〕 本條は人に覺られぬ様に、秘と使ふと云ふ目的で、偽造變造せる貨幣を受取たる者を罰する規定であつて、此は他人の偽造變造せる物を貰つたり、又は安く買たりした時の罰であつて、此の場合には三年以下の懲役だ。

第四百十一條 前三條の未遂罪は之を罰す

〔註〕 別に説明するまでもなく、第四百十八、第四百十九、第四百十の三ヶ條に示され

てある罪の、未遂罪は容赦なく處罰するぞと云ふ規定なんでありませう。

第百五十二條 貨幣、紙幣又は銀行券を收得したる後其偽造又は變造なることを知て之を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付したる者は其名價三倍以下の罰金又は科料に處す
但一圓以下に降すことを得す

〔註〕 本條は其の受取たる貨幣、紙幣、銀行券などが贗物だと云ふことを知つて、其のまゝ使はずに其筋へ届け出れば罪には成らぬが、届け出ずに使ふか、又は使ふ目的で、其を他人に渡したる時には、懲役には成らぬが、其贗物の金額の三倍以下の罰金か、又は科料に處せられるのですが、併し其金額の三倍倍が、一圓以下の金額にしか當らなんだ時でも、一圓として取り立られると云ふことです。其例は問答に就きて承知あれ、尙ほ此の場合には其の受取つたる時に、偽造變造の物だと云ふことを、全く知らな

んだ時に限るので、知つて受取つた節には、罰金どころか三年以下の懲役に處せられるのです。

第百五十三條 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造或は變造の用に供する目的を以て、器械又は原料を準備したる者は、三月以上五年以下の懲役に處す

〔註〕 本條は貨幣や紙幣を偽造し、又は變造すべく爲めに、其の材料や器械を用意したる者は、未だ其の製造に着手しなかつとも、三月以上五年以下の懲役に處せられるのです

○第十六章の問答

○通貨とは如何なることを云ふか。

○通貨とは現に目下通用しつゝある、金銀貨幣紙幣さては銀行券などを云ふのです、左れば五厘の銅貨を偽造變造しても、矢張通貨偽造を以て問われますのです兎に角罪は極く重ひ。

○偽造と變造の區別を問ふ。

○偽造と云ふのは眞物の其れに毫も異ならぬ様に巧みに拵へ上げたることを云ふのであつて、變造と云ふのは、假令ば五厘の銅貨に銀鍍金や金鍍金を掛けて文字を直して、二十錢とか幾許とかの通用貨幣に似せて拵へたるものを云ふのです。

兎も角も一見して眞物の其れと異ならぬ様に拵へ上げたる物を云ふので、誰が見ても斯様物が眞物かと云ふ様な物では、偽造とも變造とも云へぬのである。

彼の翫弄の紙幣だの學校の標本などに拵へた物は之を偽造とか變造とかとは云へませぬ。

○他人の偽造變造なしたる物を貰つても其れを使はなんだら罪には成らぬのですか。

○イヤ左様ではありません、使ふと云ふ目的で貰つた以上は假令使はずとも貰つたと云ふことが知れた以上は、三年以下の懲役に處せられます、併しながら全く使ふ積でなく翫弄として用ゆる積で貰つたのだと云ふことが、知れました節には、罪には成りませぬ、其故に第五百十條の法文に、行使の目的を以てと云ふ事が、第一に記されてあるのです。

るのです。

○第五百十條の未遂罪とは如何の場合を云ふのですか。

○此は行ふ積で、偽造變造せる紙幣、貨幣を貰つたが、未だ使ふ機會がなかつた其中に發覺したる場合を云ふのです。

○其名價三倍以下の罰金又は科料とは如何なる意なるか。

○名價と云ふは偽造變造せる貨幣や紙幣の金額の事で假令ば、拾圓紙幣の贋物であつた時には、十圓の三倍即ち三十圓の罰金に處せられるし、五圓紙幣であつた時には三五の十五圓の科料に處せられるのです、ところが二十錢銀貨の贋物だつた時には、二二三が六十錢の科料に處せらるべきであるが、併し一圓以下に降さぬと云ふ明文があるのみに依つて、此の場合でも矢張一圓の科料に處せられると云ふことに成るのです。

第十七章 文書偽造の罪

〔註〕本章は我國に於て、總て公に用ゆる書類を偽造したる者を、處罰する規定であつて、此の章の罪を犯したるものは、其の刑が中々に重ひのである。

第二百五十四條 行使の目的を以て御璽、國璽若くは御名を使用して詔書其他の文書を偽造し又は偽造したる御璽、國璽若くは御名を使用して詔書其他の文書を偽造したる者は無期又は三年以上の懲役に處す

御璽、國璽を押捺し又は御名を署したる詔書其他の文書を變造したる者亦同じ

〔註〕 御璽と云ふは、天皇陛下の御印章のことで、國璽と云ふは我が日本國の印章のことです、御名と云ふは、天皇陛下の御名前のことで御座います、さて天子様の御判の偽物や、妄に天子様の御名を用ひたりして、詔書の偽物を拵へるなど、云ふ、不埒至極な者は我が日本の國民には御座りませぬけれども、若し御座りました節には、實に此上もなき極悪人です、此の場合には軽くつて三年重ければ終身の懲役に處せられ

ますのです。

又た國璽の偽物を拵へて、用ひた者も同罪です。

其れから偽物ではないが、御璽や國璽の捺れてあります文書、又は天子様の御名の御署に相成て居りまする文書などを、變造したる者も、軽くつて三年重ければ終身の懲役に處せられまするのです、此の變造すると云ふのは、何かと申しますと、其の文章中の文字、又は字句を勝手に替へて、其の御主旨をかえることを云ふのです。

第二百五十五條 行使の目的を以て公務所又は公務員の印章若くは署名を使用して公務所又は公務員の作る可き文書若くは圖畫を偽造し又は偽造したる公務所又は公務員の印章若くは署名を使用して公務所又は公務員の作る可き文書若くは圖畫を偽造したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

公務所又は公務員の捺印若しくは署名したる文書若しくは圖畫を變造したる者亦同じ

前二項の外公務所又は公務員の作る可き文書若しくは圖畫を偽造し又は公務所又は公務員の作りたる文書若しくは圖畫を變造したる者は三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す

〔註〕 本條は舊刑法の官文書偽造罪と同一で、官署や役場などにて拵へる書付や、圖面の偽物を拵へる可く爲に、公務所の判だの、公務員の判だのを盗みて捺したり、又は信用を得べく爲に、官吏や公吏の名を書て用ひたり、又は公務所や官公吏の用ゆる判の、偽物を拵へて賸の書付や、圖面などを拵へた者は、輕くつて一年、重くつて十年の懲役に處せられるのです。

其れから公務所や官公吏の拵へたる名を署し、印を捺したる書付や、圖畫を勝手に書き替へて用ひた者も、前と同罪に成るのです。

其れから又た今述べた官印を盗んで用ひたり、官印の賸を拵へて用ひたり、又は官公吏が判を捺して、證明したる物を勝手に替へて用ひたりした者の外の、公務所や公務員の作る書付や、圖面の賸物を拵へたり、又た公務所や官公吏の作りたる書付や、圖畫を勝手に變たりした者は、三年以下の懲役か、輕ければ三百圓以下の罰金です、法文に示されてある、前二項の外と云ふのは、公務所や公務員の作るべき書付ではあるが、別段に其の責任や證明を十分に盡すべく、官印を捺すとも可き物のことを云ふのです。言葉を替へて云へば、公務所や官公吏の官印を捺すとも、通用する書類や圖面の事を云ふのだから、随つて罪が輕る。

第二百五十六條 公務員其職務に關し行使の目的を以て虚偽の文書若しくは圖畫を作り又は文書若しくは圖畫を變造した

るときは印章、署名の有無を區別し前二條の例に依る

〔註〕本條は公務員が、文書圖書の偽造を爲したる時に、處罰する規定であつて、即ち官公吏が其の役目を果す時に、依手勝手の手書付や、圖面を作たり、又た其の作りたる書付や圖書を作り替へたりしたる時には、其の偽造の文書圖書、又は變造の文書圖書に付き、官公吏の名が署してあるか、又は判が捺してあるかを調べて、判も捺してあり名も署されてあつた時には、一年以上十年以下の懲役に處せられるし、判も捺してなく名も署されて無つた時には、三年以下の懲役か三百圓以下の罰金に處せられるのである

第二百五十七條 公務員に對し虚偽の申立を爲し權利、義務に關する公正證書の原本に不實の記載を爲さしめたる者は二年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

〔註〕本條の規定は公證役場の吏員に對し、自分が行ふ可き權利や、又は人に對して盡す可き義務に就きて、正當の事を云はずに、公證人を欺きて作らすべき公正證書の原

本に、出放題の事實を記させた者は、其の情實に依りて、二年以下の懲役か、百圓以下の罰金に處せられる。

公務員に對し虚偽の申立を爲し免狀、鑑札又は旅券に不實の記載を爲さしめたる者は六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す

〔註〕前項は公正證書を作らせる際に、公務員を欺むきし罪だが、本項は官公吏に對し、偽を云ふて凡ての免狀や鑑札を作らせたり、又は旅行免狀などを拵へさせた時には、六ヶ月以下の懲役か、五十圓以下の罰金に處せられる。

前二項の未遂罪は之を罰す

〔註〕虚偽の申立を爲して、公正證書や、鑑札、免狀等を書せて其を實地に用ひぬ前に、發覺したる時が未遂の場合で、此の時と雖も、相當に處罰すると云ふ規定です。

第二百五十八條 前四條に記載したる文書又は圖書を行使し

たる者は其文書又は圖畫を偽造若しくは變造し又は虚偽の文書若しくは圖畫を作り又は不實の記載を爲さしめたる者と同一の刑に處す

〔註〕 前四ヶ條に委しく記されてある文書や、圖畫を物の役に立たる者は、其文書や圖畫を偽造したり、變造したりした者と同罪である、又た虚の文書や圖畫を物の役に立たる者も、虚偽の文書や圖畫を作りし者も同罪です、又た出鱈目の公正證書や、免狀や鑑札などを行つた者も、出鱈目の物を作らせた者と同罪であるのです。

前項の未遂罪は之を罰す

〔註〕 贋の文書圖畫や、其他公正證書や免狀鑑札などを使はふとして、未だ其目的を達せぬ前に、發覺した時も相當に處罰されると云ふ規定です。

第五十九條 行使の目的を以て他人の印章若しくは署名を使用して權利、義務又は事實證明に關する文書若しくは圖

畫を偽造し又は偽造したる他人の印章若しくは署名を使用して權利、義務又は事實證明に關する文書若しくは圖畫を偽造したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

〔註〕 本條は舊刑法の私印盗用私書偽造罪である、即ち使つて多少の利益を得やふと云ふ目的で、他人の印形や他人の名義を利用して、權利や義務に關する證書や、又は或る事實を證據だてる書付や、圖面などを偽造したり、又は勝手に他人の印形を拵へて、他人の名義を使つて、以上の書類や圖面などを拵へて使つた時には、三月以上五年以下の懲役に處せられるのです。

他人の印章を押捺し若しくは他人の署名したる權利、義務又は事實證明に關する文書若しくは圖畫を變造したる者亦同じ

〔註〕 本條は私書の變造罪である、即ち他人の捺へたる權利や義務や其他事實の證明に關する書類や、圖畫などを書き替へて使つた者も、矢張三月以上五年以下の懲役だ。

前二項の外、權利、義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を偽造又は變造したる者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

〔註〕 前二項の外の權利、義務又は事實證明に關する文書圖畫と云ふのは、假令ば委任狀とか、手紙とか、願書とか、届書の類のことを云ふのです、此れ等書類の贋物を拵へたり、書き替へたりして使つた時には、重ければ一年以下の懲役、輕ければ百圓以下の罰金に處せられるのです。

第六十條 醫師公務所に提出すべき診断書、檢案書又は死亡證書に虚偽の記載を爲したるときは三年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

〔註〕 本條は醫師に對する處罰であつて、醫師が官署や役場に對して差出す診断書や、檢案書さては死亡届などに、本當の事實を書ずに届け出たる時は、三年以下の禁錮か五百圓以下の罰金に處せられるのです。

第六十一條 前二條に記載したる文書又は圖畫を行使したる者は其文書又は圖畫を偽造若くは變造し又は虚偽の記載を爲したる者同一の刑に處す

〔註〕 第五十九條と、第六十條とに示されてある、文書や圖畫の偽造物、又は變造物と知つて使つたら、假し自分が偽造變造したのでもなくとも、此の場合には矢張其を偽造變造したる者と同一の罪に處せられるのである。

假令ば醫士に虚の診断書や、死亡届を書いて貰つて、其を使つた時などで、此の場合などは其を書いた醫者も、規定通り罰せらるれば、其を差し出した本人も、醫者と同様に處罰されると云ふことに成りますのです。

前項の未遂罪は之を罰す

〔註〕 偽造變造の文書や圖書や、又た虚偽の記載を爲したる診断書や、死亡届を使つて、其の目的を遂ひでも、處罰されると云ふことなんです。

○第十七章 文書偽造罪の問答

○詔書其他の文書とは如何なる事ですか。

○詔書其他の文書と申しますは、御勅語、勅令等の御文書を申すのです、又た公布されたる諸種の法律も亦た文書であります。

○前二項の外の公務所又は公務員の作る可き文書とは如何なる者を云ふか。

○明り易く云へば、公務所即ち諸官署や、役所役場等より、發する手紙、又は問合書などの類を云ふのです、此れ等の文書は、凡て役人が役場役所を代表して發する書類です、其故に判が捺してなくとも、一の立派な公文書ですから此の種の文書を偽造變造しても其々處罰されるのです。

○第百五十七條の其の情實に依りとは、如何なる事を云ふか。

○此は裁判官の見込に依る事にして、何の斯のと云ふ事は説明の限ではありませんが、公證人に對して、申し出たる虚の事實が、非常なる悪意より出でたる場合と、悪ひ事とは知りながら、斯なし置ねば、困ると云ふ様な、餘儀なき事情の存する場合などを云ふのでしよ。

○虚偽の申立を爲して鑑札を作らせるとは、如何なる場合を云ふか。

○假令は自分の名義では鑑札の下らぬ場合などに、他人の名を無断で用ひて、鑑札を下て貰つたりすることを云ふのです、假し他人に名を借て呉れと頼んで、而して鑑札を下て貰つても、矢張公務員を欺むきて、虚偽の鑑札を作らせたのだからして、法文の規定通り處罰されるのです。

○假令は娼妓が年齢不足の爲に、鑑札が下らぬので、替玉を使つて鑑札を下て貰つた時には、如何なりますか。

○娼妓鑑札の下附は、戸籍吏の證明したる、戸籍謄本が入用です、左れば替玉を使つた場合には、虚偽の申立を爲し、免狀鑑札を得たところの騒ではなく、文書偽造罪に問

れるかも知れません。

○第百五十八條の行使したる者はとあるは、自身で偽造變造し又は虚偽の申立をして、不實の者を作らせたりして、其を行使したる場合を云ふのですか。

○自身で偽造變造したり、又た不實の者を作らせたりした時には、假し其を行使せずとも、法律は之を罰する規定に成てゐる、第百五十八條の行使と云ふのは、他人の偽造變造したり、不實の者を作らせた、其を行使つた者も、假し事實自分で作らぬにもせよ、手を下して作つた者と同様の罪に問はれると云ふことに成るのである。

○權利義務に關する文書圖書と云ふのは、如何なるものを云ふか。

○金子の貸借證書や、土地家屋の賣買書や、その他預り書や、受取書などは皆權利や義務に關する文書です、其から圖書と云ふのは、家屋の畫圖面や、田地や土地の面積の圖面などのことを云ふのです。

○事實證明に關する文書とは、如何なることを云ふか。

○假令は何某は何々の財産を所有してゐるに相違ないとか、又は是々の權利を有してゐるに相違ないとかと云ふが如き事柄を證明する場合の書類のことを云ふのです。

○第百五十九條第二項の意味を平易に承はりたし。

○假令は他人が拵へて差し入れたる證書の金額を書き換たり、事實を證明したる、他人の拵へた書類に、其の證明せし事實以外の事を書き加へてみたり、又は減して見たり、削つたりして、自己の利益を得としたる場合を處罰する規定なんです。

○醫師が學校の入學試験などに、虚偽の健康診斷書を認めたる時は本條の規定に依つて罰されますか。

○法文には公務所に提出すべきとありますから、學校の入學試験などに、虚偽の健康診斷書を認めたる位のことには、敢て本條の規定に依りません、假令は傳染病で死だ者を普通の病氣で死だ者の如く、故意に虚の死亡届を書いた場合などは本條の規定に依つて處罰されるのです。

○然らば醫者のみ罪に成つて、書ひて貰つた者は罪に成ませぬか。

○左様ではない、書て貰つた者も、矢張同罪です、其は第百六十一條で規定され

である。

第十八章 有價證券偽造の罪

〔註〕 本章は公債證書、諸種の株券、その他凡て何時にても相當の金額に交換され得る證券を、偽造したる者を罰する規定を示されたのであります。

第六十二條 行使の目的を以て公債證書、官府の證券、會社の株券其他の有價證券を偽造又は變造したる者は三
月以上十年以下の懲役に處す

〔註〕 公債證書や株券や、又は官府の債券、即ち府縣廳などで發行したる縣債、府債證書其の他の有價證券、假令は爲替手形や銀行の小切手の類などを偽造したり、金額を書き替たりした物を拵へたる時には、輕つて三月重くつて十年の懲役に處せられるのです。

行使の目的を以て有價證券に虚偽の記入を爲したる者亦

同じ

〔註〕 此は小切手や、株券や、約束手形の裏書などに、出鱈目の名を書いたり、出鱈目の日付などを書ひて使はふとした者も、矢張三月以上十年以下である。

第六十三條 偽造變造の有價證券又は虚偽の記入を爲したる有價證券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若くは輸入したる者は三月以上十年以下の懲役に處す

〔註〕 賈物や變物の凡ての有價證券や、出鱈目の事を記入してある切手や、手形の類を使ふか、又は使はせる目的で、欺むきて人に渡すか、又は外國にて拵へて、我が國へ秘と持ち込んだ者は、矢張三月以上十年以下の懲役に處せられます、前條は假し使はずとも、偽造したり變造したり、虚偽の記入を爲して、賈物を拵へた場合を云ふので

前項の未遂罪は之を罰す

〔註〕 有價證券を偽造變造しかかつた時でも、使ふとして其の目的を未だ達しぬ際でも、發覺した時には、容赦なく罰されるのです。

○第十八章 有價證券偽造の罪の問答

○有價證券の偽造と變造との區別を問ふ。

○偽造と云ふのは、此に一の公債證書がある、其通りを作成することを云ふので、變造とは株券や爲替手形や、銀行小切手などに記載されてある金額の文字を書き替たりすること云ふのです、一口に云へば偽造と根本より拵らへる事を云ふので、變造とは其の形ある物を、拵へ替ることを云ふのです。

尙ほ一例を示せば、他人の名義を用ひ、他人の判を拵へて、小切手を振り出したり、手形を作つたりするのが、偽造で、他人の振り出たり、作つたりせる手形の金額を書き替たり、其支拂などの日付を書き替たりするのが即ち變造なんです又た自分が振り出

したる手形に其の裏書を出鱈目に書きつけて渡すが如きは、是れ變造にあらずして、偽造となるのであります。

○虚偽の記入と變造との區別を問ふ。

○略ぼ同じ事ですが、變造とは如何なる手段を用ゆるに論なく、其の總てを變たる物を云ふので、虚偽の記入とは日付や金額其他支拂ひ人などを出鱈目に書した場合を云ふのですから虚偽の記入は重に小切手や約束手形などに往々ある犯罪なんです。

第十九章 印章偽造の罪

〔註〕 本章は其官印たると、私印たるとに論なく、凡て法律上事實を證明する印形の、偽物を造りたる者を、罰する規定を示められたのである。

第六十四條 行使の目的を以て御璽、國璽又は御名を偽造したる者は二年以上の有期懲役に處す

〔註〕 アワよくば、何か企ふと思ふて恐れ多くも、天子様の御判や、天子様の御名の贋

を拵へたり、我が日本國の判の偽物を拵へる、斯様な奴は此上もない不埒者であつて、云ふまでもなく大罪人であるから、法律は二年以上の有期懲役に處するのである、若し斯様な御大切な物を、偽造して詔書や、又は我國を代表する文書を偽造した時には、第十七章の規定通り罪がズツト重くなるのである。

御璽、國璽又は御名を不正に使用し又は偽造したる御璽、國璽又は御名を使用したる者亦同じ

〔註〕 天子様の御判や、天子様の御名や、國璽を正からぬ事に用ひたり、又は偽物の天子様の御判や、御名や又は國の判を拵て用ひた時には、矢張二年以上十五年以下の懲役に處せられるのである。

第六十五條 行使の目的を以て公務所又は公務員の印章若くは署名を偽造したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

〔註〕 アワよくば物の役に立やふと思つて、官署や役所などの印形や、又は役人の印形や、其他役人の名前を出鱈目に拵へた者は、其使ふと使まるとに論なく、三月以上五年以下の懲役に處せられるのである。

公務所又は公務員の印章若くは署名を不正に使用し又は偽造したる公務所又は公務員の印章若くは署名を使用したる者亦同じ

〔註〕 官署や役場の判や官吏の役目に用ゆる判を、正しからぬ事に使つたり、又た官公吏の名を勝手に用ひたり、偽造の官署や役所の判や、出鱈目の役人の名などを故意に用ひた者は、前同様矢張三月以上五年以下の懲役に處せられるのです。

第六十六條 行使の目的を以て公務所の記號を偽造したる者は三年以下の懲役に處す

〔註〕 官署や役所には、其々に其官署役所を代表すべき記號がある、其の記號の偽物を造へたる時には、其を使ふと使はぬとに論なく、三年以下の懲役だ。

公務所の記號を不正に使用し又は偽造したる公務所の記號を使用したる者亦同じ

〔註〕 官署や役所の記號をば、正當の事でないのに無暗に用ひたり、又た贋物の記號を故意に用ひたりした時には、矢張三年以下の懲役に處せられるのです。

第六十七條 行使の目的を以て他人の印章若くは署名を偽造したる者は三年以下の懲役に處す

〔註〕 他人の印形や他人の名前を、勝手に拵えて利益を得べく爲に使はんとした者は、三年以下の懲役だ。

他人の印章若くは署名を不正に使用し又は偽造したる印章若くは署名を使用したる者亦同じ

〔註〕 人の判や名前を承知なしに、勝手に捺して用ひたり、又は贋の判や贋の名前を勝手に用ひた時には、矢張三年以下の懲役に處せられるのです。

第六十八條 第六十四條第二項、第六十五條第二項、第六十六條第二項及び前條第二項の未遂罪は之を罰す

〔註〕 本條は第六十四條より、第六十七條に至る各條の第二項目に、規定されてある各罪の未遂罪は、残らず處罰されるのです、即ち不正に使用し、又は偽造したる物を、使用せんとして、其の目的を達せずとも、既に使用しかつたらば、容赦なく處罰されると云ふことに成る。

○第十九章 印章偽造の罪の問答

○不正に用ゆるとは如何なる事を云ふか。

○正しからぬ事に用ゆると云ふのですからして、用ゆべき道に用ひぬと云ふことなんです、其故に自分が何か企んでることがある、其の事を成就さすべく爲めに、印章を

手に用ゆることを云ふので、舊刑法の官印盗用罪に相當するのです。

○公務所の記號とは如何なる物を云ふのですか。

○假令ば東京府とか、東京市とか、大阪市とかには、一般に用ゆる記章が其々に出來てゐる、此の記章にて東京府なり、大阪市なりを代表するのである、左れば東京府なり、大阪市なりに取ては此の上もなき大切なる物です、此の大切なる記章を勝手に用ゆる者があつた時には本法に依て處罰される。

第二十章 偽證の罪

〔註〕 本條は裁判所へ證人として出た者が、本當の事を云はず、判事を欺きて出鱈目の事を申し立てた時の、處罰を規定されてあるので、證人の證言と云ふものは、裁判上實に大切なものであるから、嘘を云ふた時には、其罪が重ひです。

第六十九條 法律に依り宣誓したる證人虚偽の陳述を爲したるときは三月以上十年以下の懲役に處す

〔註〕 裁判所に於て、決して偽は申さぬと誓を立たる證人が、其の誓に反きて偽を申し立てる時には、其の事實に依りて、三月以上十年以下の懲役に處せられるのです。

第七十條 前條の罪を犯したる者證言したる事件の裁判確定前又は懲戒處分前自白したるときは其刑を減輕又は免除することを得

〔註〕 裁判所に於て證人が、偽を云ふたところが、云ふてはみたもの、偽を云ふては誠に相濟ぬことだと思ふて、其證人に立た裁判事件の判決が、確に定らぬ前とか、其事件の爲に懲戒處分に、附せられぬ前とかに於て、全く偽の證言をいたしたと自白した時には、偽證の罪を軽くされるか、又は全く其罪を赦されることもある、が併し其事件に就きての裁判が確定するか、懲戒處分が濟だ後に、自白したのでは、本條の規定は應用されぬのである。

第七十一條 法律に依り宣誓したる鑑定人又は通事虚偽

の鑑定又は通譯を爲したるときは前二條の例に同じ

〔註〕 裁判所に於て、誓を立て或る事實の鑑定をしたり、又は外國の言葉に就きて、通辯をしたり、翻譯をしたりするものが、故意に虚偽の鑑定や、通辯をなしたる時は、矢張前條の規定通り、三月以上十年以下の懲役に處せられるが、併し其事件の裁判確定前とか、懲戒處分前に、嘘だつたと云ふ事を自首した時には、其の罪を減じ又は許される。

○第二十章 偽證の罪の間答

○警察署や役場などに於て出鱈目の證言をなしたる時には罪となりませぬか。
○法文に法律に依り宣誓したる證人と在ますから、一の裁判事件に就きて、判事が證人の言を聞き取るべき必用を認めて、法廷へ證人を呼び出し、決して虚偽の言は云ひませぬと、誓を立ながら嘘の證言を述べて判事を欺むひたと云ふことが知れた時に、偽證罪が成立するのですからして、役場や警察署で、嘘の證言を述べたところが本條の規定に依つて、處罰されると云ふ事はあります。

○懲戒處分とは如何なる事を云ふか。

○懲戒處分とは、刑法以外の法律に依つて、其の不都合を懲し戒しむる爲に、或は官職を免ずるとか、或は罰俸を申し付るとかと云ふ處罰で即ち重に官吏や公吏に對し、其の職務上に就ての失態を罰する規定の事を懲戒處分と云ふのです。

第二十一章 誣告の罪

〔註〕 本章は誣告、即ち恨があるとか、意趣があるとか、又は困らせて與らふとか、何か自分の爲にしよふと思つて、在もせぬ事實を在る様に官へ訴えて、其れが爲に他人に罪を着せた時の處刑を、規定されてあるのです。

第七十二条 人をして刑事又は懲戒の處分を受しむる目的を以て虚偽の申告を爲したる者は第六十九条の例に同じ

〔註〕 何人を問はず他人を罪に落して、刑法の處罰を受させやふとか、又は懲戒處分を受

させやふと云ふ目的で、在もせぬ事を官へ訴へて出た時には、第六十九條の規定と同様で、三月以上十年以下の懲役に處せられます。

第七十三條 前條の罪を犯したる者申告したる事件の裁判確定前又は懲戒處分前自白したるときは其刑を減輕又は免除することを得

〔註〕 自分がありもせぬ事を訴えて、其人の處分の定らぬ前に、ア、悪かつたと覺て、其の筋へ白状して出たときには、裁判官の見込に依つて、其の刑を減じられるか、又は勘忍して貰らへられると云ふ規定です。

○第二十一章 誣告の罪の問答

○人をして刑事と云ふ法文は如何なる意味ですか。

○刑事と云ふ刑法の制裁を受けしむることを云ふのですから、悪ひ事をした時のことです。

其れ故に善人を悪人の様に、在もせぬに悪ひことがあつた様に虚の訴を起して、人を無實の罪に陥れ様とした者を處罰する規定が、此の誣告罪なんでありませぬぞや。○人を誣告して、其の裁判の確定せぬ前に、誣告したものだと言ふ事が、知れた時には、如何になりますか。

○無論本條の規定に依つて處分されます、が併し其の裁判の確定前とか、懲戒處分前とかに我より進んで全く誣告したのですと云つて自首して出た時には其の罪は許されるか又は軽くして貰ふことが出来るのですが自首して出ぬ以上は他までも處分されるのです。

第二十二章 猥褻姦淫及び重婚の罪

〔註〕 本章は男女に拘はらず、猥らがましい事をしたたり、又は男子が女子に對して、無理矢理に色情的の行爲をなしたり、又は二重に婚姻を爲したりせる者を、罰する規定を示められたのであります。

第七十四條 公然猥褻の行爲を爲したる者は科料に處す

〔註〕猥褻の行爲を爲すには、風教上匿れて爲すべき筈のものである、然るに公然其の行爲を爲したるものは、科料に處せられるのである。

第七十五條 猥褻の文書、圖畫其他の物を頒布若くは販賣し又は公然之を陳列したる者は五百圓以下の罰金又は科料に處す販賣の目的を以て之を所持したる者亦同じ

〔註〕猥褻がましき事を記せる書物や、春畫など、又は其他の猥褻がましい物を配り歩いたり、賣たり又は人々の眼に止る處に列べたりした者は、五百圓以下の罰金か、又は二十圓以下の科料に處せられます、又猥褻がましいことを記した文書や、春畫其他の猥褻がましき物を、賣る可き目的にて所持せる者は、矢張五百圓以下の罰金か科料に處せられます。

第七十六條 十三歳以上の男女に對し暴行又は脅迫を以

て猥褻の行爲を爲したる者は六月以上七年以下の懲役に處す十三歳に満ざる男女に對し猥褻の行爲を爲したる者亦同じ

〔註〕十三歳以上とあるからは、三十が四十でも年は構はず、女でも男でも、無理矢理に脅したり、亂暴をして猥褻がましい容子をした者は、六月以上七年以下の懲役に處せられる、又十三歳以下の男女に對して、脅かしたり力づくでなくとも、凡て猥褻がましき事をして見せたり仕かけたりしたものは、矢張六月以上七年以下の懲役に處せられるのです。

第七十七條 暴行又は脅迫を以て十三歳以上の婦女を姦淫したる者は強姦の罪と爲し二年以上の有期懲役に處す十三歳に満ざる婦女を姦淫したる者亦同じ

〔註〕 十三歳以上の女子を捕へて、無理矢理に色慾を遂たるものは、即ち強姦したる者
は、二年以上十五年以下の懲役に處せられまする、十三歳以下の女子に對して、假し
暴行脅迫でなくとも、色慾を遂たる時には同罪である。

第七十八條 人の心神喪失若くは抗拒不能に乗じ又は之
をして心神を喪失せしめ若くは抗拒不能ならしめて猥褻
の行爲を爲し又は姦淫したる者は前二條の例に同じ

〔註〕 生來の白痴とか、精神病などで、是非善惡の差別がつかぬ者などに對して、猥が
ましき行爲をしたり、又は姦淫したり、或は手向ふ事の出來ぬ状態に在る者、不具と
か病氣とかで、身體の弱つてる者などに對して、猥がましき事をしたり、又は姦淫し
たり、或は麻薬を掛るとか、深酒を飲して夢中にさせて置とかして、正氣を失はせて
置とか、或は身體の自由が利ぬ様に縛るとか、猿轡をはめるとかして、猥がましいこ
とをしたり、姦淫したりした時には、第七十六條の規定と、第七十七條の規定と

に従つて、處罰されるのである、即ち強姦を以て論ずると云ふことである。

第七十九條 前三條の未遂罪は之を罰す

〔註〕 前三條の規定の未遂罪は、悉く相當に處罰すると云ふことである。

第八十條 前四條の罪は告訴を待て之を論ず

〔註〕 第七十六條より第七十九條までの罪は、他人が其を訴えたのでは罪と成らぬ、
即ち害を受たる本人か、其の父兄が告訴するに依て、初めて處罰されるのである。

第八十一條 第七十二條乃至第七十九條の罪を犯し
因て人を死傷に致したる者は無期又は三年以上の懲役に
處す

〔註〕 本條は明り切つた事である、即ち第七十六條より第七十九條に至る、四條
に規定されてある罪を犯し、其れが爲に其の相手の婦女を死なすか、又は傷を負せた

時には、傷の輕重や、方如何に依りて、無期の懲役か又は三年以上の有期懲役に處せられるのです。

第百八十二條

營利の目的を以て淫行の常習なき婦女を勧誘して姦淫せしめたる者は三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

〔註〕 身を賣ると云ふ心の無き婦女を、言葉巧に説き勸めて淫を賣して金を儲けやふとする者は、三年以下の懲役か又は五百圓以下の罰金に處せられるのです、此れ等は田舎出の娘などを、巧にたぶらかして、淫賣婦の群へ入れる奴等を罰する規定です。

第百八十三條

有夫の婦姦通したるときは二年以下の懲役に處す其相姦したる者亦同じ

〔註〕 本條は姦通の處罰で、夫のある女が他に仇し男を拵へたる時には、女も男も共に

二年以下の懲役に處せられるのです、併し内縁の夫婦は姦通罪は成立ませぬ。

前項の罪は本夫の告訴を待て之を論ず但し本夫姦通を縱容したるときは告訴の效なし

〔註〕 姦通罪は本夫が告訴するに依て、始めて成立のです、本夫以外の者が幾許告訴したからつて、取上がらない、又た本夫でも其の姦通を一旦見逃した時には、今度は幾許訴へても其の效はないのである、即ち罪とは成ぬのである。

第百八十四條

配偶者ある者重ねて婚姻を爲したるときは二年以下の懲役に處す其相婚したる者亦同じ

〔註〕 夫ある者又は妻ある者が、他の男又は女と、重ねて婚姻をした時には、其の婚姻をした者は勿論、その相手も亦た同罪にて、双方共に二年以下の懲役に處せられる。

○第二十二章 猥褻姦淫及び重婚の罪の問答

○公然猥褻の行爲を爲すとは如何なることを云ふのですか。

○假令ば往來を女が歩ひてゐる、其女に往來なるにも拘はらず、抱き付たりする事が、是れ公然と猥褻の行爲をなしたのである、公然と云ふ意は衆人の目に止る場處でと云ふことである。

○猥褻の文書や圖畫の外の物とは如何なる物を云ふのですか。

○何にか、わらず、猥褻の行爲をなせる状を寫したる器具や、さては陰具を摸造せるものを竝べたり、賣たりすることを其他の物と云ふのです。

○抗拒不能とは如何なる意味なるか。

○抗拒不能とは手向ふことが出来ぬと云ふ意味である、手向ふ事の出来ぬ者と云ふのは、病氣揚句の身躰とか、可弱き性質の者とか、不具者にて身躰が満足に利かぬ者とかのことを云ふのです。

○抗拒不能ならしめてとは如何なる事を云ふか。

○此は抗拒ふことが出来ぬ様に仕掛けて姦淫することを云ふのでして、一例を示せば、押へつけて一人が起き上ることの出来ぬ様に手足を持ってゐて、一人が姦淫すると云ふが

如き、又は手足を縛へて置ひて姦淫するが如き其れであります凡て如何様な手段を取らふと其等に關せず、避ることの出来ぬ様にして置ひて姦淫することを云ふのです。

○姦淫の未遂罪とは如何なる場合を云ふか。

○此は此の女を強姦しよふと思つて、其處へ押し倒した時に捕へられるが如き其れであります、又た無理矢理に酒を強つめ酔して其處へ倒した時に捕はれたる場合などが左様であるのです。

○淫行の常習ある婦女を勧誘して姦淫せしめた者は何ふなりますか。

○淫行の常習なき婦女を勧誘して、姦淫せしめたる者と法文に明記されてありますからして、淫行の常習ある者を勧誘したのでは、本條の規定に依ては罰せられぬのである、併しなから此の場合には他の罪として罰されるのである。

○若し右の場合に於て婦女が姦淫することを承知せる場合には何なりますか。

○其時には警察犯處罰令の淫賣取締規則に依て、相當に處罰されるのであります。

○配偶者ある者重ねて婚姻をなすとは如何なる場合を云ふのですか。

○此は民法の規定に依つて正式に結婚をなしたる者が、其の婦たると、其の夫たるとに論なく、他處に於て好むところの男又は女と正式に結婚を爲したる者は、即ち本條規定の重婚の罪として處罰されるのです、此の場合には重ねて婚姻を爲したる相手も共に處罰されるのであります。

第二十三章 賭博及び富籤に關する罪

〔註〕 本章はバクチやトミの事に就きての處罰を規定されてあるのである。舊刑法では此等の罪は左ほど重くない。寧ろ輕ひ方であつたのであるが新刑法では其の處罰の範圍を廣くして何れかと云へば重くされてある。

バクチやトミなどは社會の風俗を亂し人を怠らせるものにて社會が受る損害と云ふものは莫大なことであるからして左てこそ斯は其の範圍を廣げて重くされたのである。

第百八十五條 偶然の輸贏に關し財物を以て博戲又は賭事を爲したる者は千圓以下の罰金又は料料に處す但し一時

の娛樂に供する物を賭したる者は此限に在らず

〔註〕 本條は賭博を取締る規定であつてアワよくば一儲しよふと思ふて金錢其他の財物をかけて勝負を争ふた者は二十圓以上千圓以下の罰金か、又は二十圓以下の料料に處せられる、が併し一時の慰みに菓子や壽司をかけて爲たる者は決して罪とはならぬのである。

第百八十六條 常習として博戲又は賭事を爲したる者は三年以下の懲役に處す

賭博場を開張し又は博徒を結合して利を圖りたる者は三

月以上五年以下の懲役に處す
〔註〕 所謂の黒人筋の博賭打が博戲や賭事を爲したる時には三年以下の懲役に處せられる、又は賭家をして博賭打を集めて「テラ」を儲けむとした者は三月以上五年以下の懲役だ。

第八十七條 富籤を發賣したる者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

富籤發賣の取次を爲したる者は一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

〔註〕 富籤を賣り出した即ち講元は二年以下の懲役か左なくば三千圓以下の罰金に處せられる。

又た賣り出したる富籤を引き受けて其れから其れへと賣り弘めた者は一年以下の懲役か二千圓以下の罰金に處せられます。

前二項の外富籤を授受したる者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

〔註〕 富籤を買たり又は富籤を人より貰ひ受けて運がよくば一儲など、云ふ濡手で粟の

掴み取など、云ふ考へを起した者は三百圓以下の罰金か又は二十圓以下の科料に處せられる。

第二十三章 賭博及び富籤に関する罪の問答

○博戯と賭事との區別を問ふ。

○博戯と云ふのは、普通の博奕即ち骨牌や其の他種々の器具を用ひて、勝負を争ふことを云ふのです。

○賭事とは一の事につきて相當の金錢其の他の財物をかける事を云ふのです、假令ばかけ碁、かけ双古六など其れであるのです。

○一時の娛樂とは如何。

○此は双古六や、花合せなどに、菓子や壽司をかけて樂むことを云ふ。

第二十四章 禮拜所及び墳墓に関する罪

〔註〕 本章は神社、佛閣や、墓所に對して、犯した罪の處罰を定められてあるのである。○ 第八十八條 神祠、佛堂、墓所、其他禮拜所に對し公然

不敬の行爲ありたる者は六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十圓以下の罰金に處す

説教、禮拜又は葬式を妨害したる者は一年以下の懲役若しくは禁錮又は百圓以下の罰金に處す

〔註〕 神の祀つて在る處や、佛の祀つて在る處、又は人々の墓所や其他凡て神佛を拜む可き場處に對して、故意に無禮な行をした者は、六ヶ月以下の懲役か、禁錮か左なくば五十圓以下の罰金に處せられる。

又た説教をしてる人や、拜んでる人や、又は葬式の妨をして、此れ等の事の出來ぬ様にした者は、其罪不敬の行ありし者より重く、一年以下の懲役か禁錮か、左なくば百圓以下の罰金に處せられる。

第百八十九條 墳墓を發掘したる者は二年以下の懲役に處す

〔註〕 無暗に人の墓を掘り返すは、不埒至極である、斯様な行をした者は、二年以下の懲役に處せられる。

第百九十條 死體、遺骨、遺髪又は棺内に藏置したる物を損壞、遺棄又は領得したる者は三年以下の懲役に處す

〔註〕 人の死體、焼たる骨、さては遺し置し髪や、其他棺桶の内に入れてある品物、此等の物を損じ壞すか、他へ投るか又は秘と盗み置たりした者は、三年以下の懲役に處せられる。

第百九十一條 第百八十九條の罪を犯し死體、遺骨、遺髪又は棺内に藏置したる物を損壞、遺棄又は領得したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

〔註〕 本條は第百八十九條の罪、即ち故意に墓を掘り起して、死體や遺骨や遺髪を損壞するか、遺棄するか或は棺桶内に入れて在る物を、取り出して毀すか棄るか、又は自分の

物と爲たる時には、其罰は前條より重く、即ち三月以上五年以下の懲役に處せられる。此は特に墓を掘からである。

第九十二條 檢視を経ずして變死者を葬むりたる者は五十圓以下の罰金又は科料に處す

〔註〕尋常一般の死に方でない者、即ち變死者は其筋の検死を受けて葬むらねば成ぬ筈です、然るに其届出をせず、検死を経ずに葬むつた者は、五十圓以下の罰金か、又は二十圓以下の科料に處せられるのです。

○第二十四章 禮拜所及び墳墓に關する罪の問答

○人の知ぬ間に神社、佛閣などへ不敬を爲たる者は如何。

○不敬を爲と云ふは已に罪である、併し人の知ぬ間に爲したる事は仕方がない、故に法文に公然の文字が示されてある、公然とは人々の見てゐる前だと云ふ意味です、是れ神社佛閣墳墓禮拜所などを侮辱した事に成るのである。

○人々が勝手に祀つてる社などに公然不敬の所爲を爲たる時は如何。

○此の場合には罪とは成りませぬ、邸内に祀つてある稻荷さんとか町内の安全を頼む爲に、其の町内だけで祀つてある神社などは、本刑法の論ずる處ではない。

○第九十條の罪を犯す場合は埋てある物を云ふのですか。

○イヤ左様ではない、未だ埋葬の前で、遺骨や遺髪などは、必ず之を墓處に葬むる可き物である、其未だ葬らぬ先の死骸や遺骨や遺髪を、損壞遺棄したる場合を云ふのです、已に葬むりたる物に對しては、發掘してからでなければ損壞遺棄領得することが出來ぬ、因て葬むつてからの物に對して犯した時には、其罪重く即ち第九十一條の規定に依て罪せらる。

第二十五章 瀆職の罪

〔註〕本章には官吏役人が、其の職務を瀆す、即ち爲すべからざる不都合な行爲を其の職務を笠に着て敢てしたる時の處罰を、規定されてあるのである。

第九十三條 公務員其職權を濫用し人をして義務なき事

を行はしめ又は行ふ可き権利を妨害したるときは六月以下の懲役又は禁錮に處す

〔註〕 本條は凡て役人が其役目を鼻に掛て、他人に行ふ譯の無ことを無理に行はしたり、或は他人の正當に行ふ可き事を、無理に行はせなんだ時には、六月以下の懲役か左なくば禁錮に處せられるのです。

第九十四條 裁判、檢察、警察の職務を行ひ又は之を補助する者其職權を濫用し人を逮捕又は監禁したるときは六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處す

〔註〕 判事や検事や又は警部、巡查、探偵等が無暗に其職務を笠に着て、罪なき者を猥に捕へたり、又捕えて無暗に自由の利かぬ様に、押し籠て置いたりした時には、其所爲憎むべきであるから、其罪も重く六月以上七年以下の處罰がある。

第九十五條 裁判、檢察、警察の職務を行ひ又は之を補助する者其職務を行ふに當り刑事被告人其他の者に對し暴行又は陵虐の行爲を爲したるときは三年以下の懲役又は禁錮に處す

法令に因り拘禁せられたる者を看守又は護送する者被拘禁者に對し暴行又は陵虐の行爲を爲したるとき亦同じ

〔註〕 判事や検事又は警部、巡查さては探偵吏などが、罪あつて捕へられたる者に對し、其の罪を取調る時に、其罪狀を白状させやふ爲とか、又は面白半分などに、手荒き行を爲したり、むごたらしい目に遇したりした時には、三年以下の懲役か、左なくば禁錮に處せられるのです。

又た調べが済みて、罪人と定りたる者を、看守つたり他の場處へ送つて行たりする者

が、其の罪人に對して故なく手荒ことをしたり、ひどい目に遭したりした時には、矢張三年以下の懲役か、左なくば禁錮に處せられる。

第九十六條 前二項の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從つて處斷す

〔註〕 本條は第九十五條に示されてある、二項の罪を役人が犯し、其れが爲に刑事被告人や、罪人に傷を負せたり、死したりした場合には、後に示されてある傷害の罪の條下に照し、其の規定の重に從つて處分される。

第九十七條 公務員又は仲裁人其職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若くは約束したるときは三年以下の懲役に處す因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは一年以上十年以下の懲役に處す

前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す若し其全部又は一部を沒收すること能はざるときは其價額を追徴す

〔註〕 本條は官吏や役人や、又は官吏や役人が争の仲裁に入りたる時に、凡て其自分が役向を笠に着て、賄賂を取たり、又は幾許かの禮を出せとか、或は其事が出来上つたら、幾許の禮を爲せなどと云ふ、約束をした場合には、三年以下の懲役に處せられる、ところが賄賂を取たりして、其が爲に職務上、不都合な處置をしたり、又は正當に爲すべき事を曲てせんだりした時には、其の罪中々に重く、一年以上十年以下の懲役に處せられるのです。

乃で其の受取たる賄賂は、残らず上へ取り上られて終ふ、ところが既に其の賄賂の幾分かを使ひて、全部に足ぬ時には、其の足すまゝをも取立ると云ふ事です。

第九十八條 公務員又は仲裁人に賄賂を交付提供又は約

束したる者は三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯したる者自首したるときは其刑を減輕又は免除することを得

〔註〕 凡ての役人や仲裁人に、賄賂を差し出たり、又は渡したり、或は渡すと云ふ約束を結んだ者は、三年以下の懲役か又は三百圓以下の罰金に處せられる。ところが其事の未だ發覺せぬ前に、自首して出た時には、其刑を軽くされるか、又は全然勘辨して貰へる事もある。

○第二十五章 瀆職の罪の問答

○本章の規定は役人以外の者には及さぬのですか。

○左様です、普通の者が無暗に人を捕へたり手荒目に遭したり、むごたらしい目に遭したりした時には、第三十一章の逮捕及び監禁の罪に依つて處罰される。

○義務なき事を行はすとは如何。

○假令ば役人が甲の人には此處を通つても可いと許しながら、乙の人にはお汝は通ると相成んなどと云つて通さなんだりしたり、又は收税官吏などが、取り立ひでも可き税金を、職務だ命令だと云つて取り立たりする事を云ふのです。

○權利を妨害するとは如何。

○假令ば或事に就て許可して呉と願ふ、然るに正當の理由なくして其の許可を故意に聞き届けなんだり、又は不當の税金などに對して故障を云ふも、正當の理由なくして、其の故障を聞き届けなしたりした時の事を云ふのである。

○賄賂を受ても不正の行爲をなさんだ時は何なりますか。

○役人は其執べき職務に對して、何處までも正直を守らねば成らぬ、然るに賄賂を取たり、取る約束をしたりした時は、必ず不正な事が其中に胚胎てるに相違ない、故に不正な事をする、せぬに論なく、處罰される、又た賄賂を取つて不正な事をした時には、其罪一層に重く一年以上十年以下の懲役に處せられる。

○凡ての議員も亦た役人なるか。

○然り議員や委員に選ばれたる者が、其の執る可き職務に對して、不正な事を爲すべく、賄賂を取つた時には、本章の規定に依り、容赦なく處罰されるのです。

第二十六章 殺人の罪

〔註〕 本章は人を殺した者の罪を、規定されてあるのです。

第百九十九条 人を殺したる者は死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に處す

〔註〕 其事實の如何を論せず、凡て人を殺した者は、死刑か無期の懲役か、輕くて三年以上の懲役に處せられる。

第二百條 自己又は配偶者の直系尊屬を殺したる者は死刑又は無期懲役に處す

〔註〕 自身の血統の目上の者か、女房方とか夫方とかの血統中の、目上の者を殺した時

には、死刑か輕て無期の懲役です。

第二百一條 前二條の罪を犯す目的を以て其豫備を爲したる者は二年以下の懲役に處す但情狀に因り其刑を免除することを得

〔註〕 他人を殺さんとか、直系尊屬を殺さんと思ひて、其殺すべき手段の下拵を爲したる時に、發覺せし場合は、二年以下の懲役だ、併し其殺さふと思ひ迫つた事實が、如何にも憐たと云ふ場合の時には、其罪を許される事もある。

第二百二條 人を教唆若しくは幫助して自殺せしめ又は被殺者の囑託を受け若しくは其承諾を得て之を殺したる者は六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處す

〔註〕 人を煽動て自殺させたり、又は自殺の助手をしたり、又は自分を殺して呉と頼ま

れて、其人を殺したりした者は、六月より軽からず、七年より重からぬ懲役か禁錮です。

第二百三條 第九十九條、第二百條及び前條の未遂罪は之を罰す

〔註〕 第九十九條と、第二百條と、第二百二條との未遂罪は、共に處罰されると云ふ規定です。

○第二十六章 殺人の罪の問答

- 殺人と云ふ事に就て委しき説明を問ふ。
- 殺人とは如何なる手段を用ゆるに論なく、又老幼婦女の差別なく、凡て生てる人を殺すことを云ふのです。
- 舊法では謀殺故殺等の區別がありました、本法は左る區別なく、凡て生ある人を殺したら重くて死刑無期懲役輕くて三年以上十五年以下の懲役に處せられるのです、同

じく人を殺しても其處罰に輕重の相違を設けられてゐるのは其の殺すと云ふ、心を生じた事情と其殺し方の如何とに依るのです。

- 直系尊屬と云ふ、法律上の意義を問ふ。
- 直系尊屬とは、法律上父母祖父祖母曾祖父曾祖母を云ふのです。
- 殺人の豫備とは如何。
- 豫備と云ふのは其の仕度をしたと云ふ事に成るので、假令は彼を殺そふと思ひて刃物を用意したり、棍棒を用意したり、又は毒藥などを用意することを云ふのである。
- 未遂と豫備との區別を問ふ。
- 豫備とは其仕度のみをして、未だ手を下さぬ時で、未遂とは切り付やふとして、遮ぎられたり、傷を負したれども死に至らしめなだ場合などを云ふ。

第二十七章 傷害の罪

〔註〕 本章は舊法の殴打創傷と同様で、他人に亂暴を加えて、其の身軀に負傷せしめた者を罰する規定です。

第二百四條 人の身軀を傷害したる者は十年以下の懲役又は五百圓以下の罰金若しくは科料に處す

〔註〕 凡て他人の身軀に傷を負せた者は、其傷の輕重又は其傷を負せたる事情の如何に依りて、十年以下の懲役か五百圓以下の罰金か、二十圓以下の科料に處せられる。

第二百五條 身軀傷害に因り人を死に致したる者は二年以上の有期懲役に處す

自己又は配偶者の直系尊屬に對したるときは無期又は三年以上の懲役に處す

〔註〕 他人の身軀に傷を負させて、其の傷の爲に即ち其傷が原因と成つて、死んだ時には、二年以上十五年以下の懲役に處せられる、ところが自分か又は其のつれあひの直系尊屬に掛る時は、無期か或は三年以上の懲役に處せらる。

第二百六條 前二條の犯罪あるに當り現場に於て勢を助けたる者は自ら人を傷害せずと雖も一年以下の懲役又は五十圓以下の罰金若しくは科料に處す

〔註〕 第二百四條と、第二百五條とに示されたる犯罪の在に當り、其現場に居て、自ら手を下さすとも、其勢を助けたる者は、一年以下の懲役か又は五十圓以下の罰金か、但しは二十圓以下の科料に處せられるのです。

第二百七條 二人以上にて暴行を加へ人を傷害したる場合に於て傷害の輕重を知ること能はず又は其傷害を生ぜしめたる者を知ること能はざるときは共同者に非ずと雖も共犯の例に依る

〔註〕 二人以上幾人にも、一所に成て亂暴を働らきて、他人を傷けた時に於て、其中

の誰が最も重き傷を負せたのか、又其中の誰が軽き傷を負せたか、知ぬ場合がある、又た其中の誰が手を下して、傷を負せたのやら、其下手人が明らぬ時がある、此場合には其人數の中に、假し手を下さぬ者があつたとて、共同に手を下したものととして、第一編の第十一章に於て規定されある、共犯の例に依て處分される。

第二百八條 暴行を加へたる者人を傷害するに至らざるときは一年以上の懲役若しくは五十圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處す

〔註〕 本條の規定は、他人に向つて無法に亂暴を加へたが、併し打ん擲た位で、傷はつかなんだ、其時には一年以上の懲役か、又は五十圓以下の罰金か、又は拘留か科料に處せられる、其罰金か拘留かは掛官の見込に因のです。

前項の罪は告訴を以て之を論ず

〔註〕 亂暴を加へても、傷を負せなんだ時の處罰は、本人の告訴を待つて、其れから其

罪を定る、故に本人が此位ならと思つて、黙許した時には、上では知ても其罪を論じない。

○第二十七章 傷害の罪の問答

○女の頭髮を切たりした時には如何なるか。

○此の場合には、身軀に痛を覺へて相當の醫療を施さねば成ぬほどの事は斷じてない、併しながら女子の髪の毛は、殊に大切な物であつて此を切つたら、不具に成る假令は指を切り落されたり、眼を潰されたりしたのと同様である、其故に此場合には矢張本章の規定に依て處罰されるのである。

○人を傷害して死に至らしたは殺人と異ひますか、死した以上は殺したのですに……

○如何にも尤もですが唯だ喧嘩をしたり、恨があつて、彼を打擲てやらふなど、云ふ氣で、打ちなり切なりした、ところが其の負せた傷が原因と成つて死んだので此は殺人とは云へぬ、と云ふのは初より殺す氣では更に無つたからである、其故に傷害の罪として論じられるのですところが若も初より殺そふと云を氣で打擲つたりして、死に至

らした時には、無論殺人罪として罰されるのです。

○現場で勢を助けるとは如何。

○加勢のことで、若も手を下して共々に傷を負せたら共犯であるが此の場合の規定は、手は下さぬが、確かりやれとか、此を借ふとかと云つて棒とか刃物の類などを借て、兇行をより容易なさしめた者の事を云ふのである。

第二十八章 過失傷害の罪

〔註〕本章は怪我で、人に傷を負せた時の處罰を規定してある。

第二百九條 過失に因り人を傷害したる者は五百圓以下の

罰金又は科料に處す

前項の罪は告訴を待て之を論ず

〔註〕他人に怪我を爲る積でなくして、怪我をさせた時には、五百圓以下の罰金か、二十圓以下の科料に處せられる、左れど此場合には、本人の告訴が無くば、其の罪を論

じられないのである。

第二百十條 過失に因り人を死に致したる者は千圓以下の

罰金に處す

〔註〕怪我で人を殺した時は、千圓以下の罰金に處せられる。

第二百十一條 業務上必用なる注意を怠り因て人を死傷に

致したる者は三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す

〔註〕本條は危険物を取扱つたりしてゐる者が、其危険物に對して、十分の注意を怠り、其が爲に人を死すとか、又は傷を負せる様の事があつた時には、三年以下の禁錮か、又は千圓以下の罰金に處せられるのです。

○第二十八章 過失傷害の罪の問答

○職務上の注意とは如何なる意味か。

○假令ば醫士が手術を誤つて病人を死したり、船長や運轉手などが、執べき注意を怠つ

て乗客に傷を負したり、又は死に致らしめたりした時の事を云ふのです。

第二十九章 墮胎の罪

〔註〕 本條は胎兒を暗から暗へ行たり、又行せたりした者を罰する規定を示されてあるのです。

第二百十二條 懷胎の婦女藥物を用ひ又は其他の方法を以て墮胎したるときは一年以下の懲役に處す

〔註〕 本條は胎兒を墮すべく爲に、墮胎薬を用ひたり、又は道具などを用ひて、胎内の子を自身で墮した者は、一年以下の懲役に處せられるのです。

第二百十三條 婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる者は二年以下の懲役に處す因て婦女を死傷に致したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

〔註〕 妊娠してゐる婦女の頼を受けるか、又は其腹の子を墮したら如何だと云つて納得させて、薬や其他の方法を以て墮胎させた者は、二年以下の懲役に處せられる、ところが其墮胎させたる爲に、女が死ぬとか又は身軀に傷が出来たとか云ふ時には三月以上五年以下の懲役だ。

第二百十四條 醫師、産婆、藥劑師又は藥種商、婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたるときは三月以上五年以下の懲役に處す因て婦女を死傷に致したるときは六月以上七年以下の懲役に處す

〔註〕 本條は醫師や産婆や藥劑師や藥屋などが、妊娠してゐる女の頼を受けるか、又は墮胎することを承知させて、其れ相當の處置を施して墮胎させた時には、三月以上五年以下の懲役です、又墮胎させた爲に、其女が死ぬとか身軀に傷が出来ました時には、六月以上七年以下の懲役に處せられますのです、普通の者より商賣人ゆへ罪が重ひ。

第二百十五條 婦女の囑託を受ず又は承諾を得ずして墮胎せしめたる者は六月以上七年以下の懲役に處す
前項の未遂罪は之を罰す

〔註〕 本條は妊娠してゐる女の頼も受ず、又承知をもさせずして、勝手に墮胎せしめた者の罪で、其場合には罪が重く六月以上七年以下の懲役です、尚ほ本條の罪を犯そふとして、其目的を達せずとも、未遂罪に問れて罰されるのです。

第二百十六條 前條の罪を犯し因て婦女を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重に從つて處斷す

〔註〕 第二百十五條の罪を犯し、其が爲に其婦女が死ぬか、又は身軀に傷を負つた時には、前に示したる傷害の罪の規定に依り、其の規定中の重に從つて處分されるのです。

○第二十九章 墮胎の罪の問答

○此處に野合つて妊娠せし女がある、此時は其女が相手の男と相談の上で墮胎させた時は其男は何なるか。

○男も無論墮胎させたといふ罪は逃れず、共犯として處罰されます所ろが女に墮胎の意志なきに、男が無理矢理に勸めて墮胎させた時には、男は其罪一層に重ひのです。

第三十章 遺棄の罪

〔註〕 本章は老人、子供、病人など凡て保護てやらねば、自身で生活し能はぬ者を、打ち棄とひたり、棄したりした者を、罰する規定を示されてあるのです。

第二百十七條 老幼、不具又は疾病の爲め扶助を要す可き者を遺棄したる者は一年以下の懲役に處す

〔註〕 老人や小兒や不具者や、さては病人であつて、兎ても自分の力では生活する事が出来ず、是非とも他人が相當に助けてやらねば成らぬ者を、助けずに何なと爲と打ち棄たる者は一年以下の懲役に處せられる。

第二百十八條 老者、幼者、不具者又は病者を保護すべき責任ある者之を遺棄し又は其生存に必要な保護を爲さざるときは三月以上五年以下の懲役に處す

自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したるときは六月以上七年以下の懲役に處す

〔註〕 本條は老人や小兒や不具者や病人などを、相當に保護つて不自由の無い様にせねばならぬ筈の者が、其を打ち棄とか、又は生活に大切な食物や、衣類などを與へなうた時には、三月以上五年以下の懲役に處せられる。ところが其保護すべき者が、自分の血統中の目上の者とか、つれあいの血統中の目上の者とかであつた時に其保護扶助を加へず、打ち棄た時には、其罪一段に重く六月以上七年以下の懲役に處せられるのです。

第二百十九條 前二條の罪を犯し因て人を死傷に致したる

者は傷害の罪に比較し重に從て處斷す

〔註〕 第二百十七條と、第二百十八條とに示されてある罪を犯し、其が爲に其者が死ぬとか、又は病氣と爲るとか、身軀に傷を受るとかと云ふ様な事のあつた時には、前に示されたる傷害の罪に較べて、其重に依て處分される。

○第三十章 遺棄の罪の問答

○遺棄とは如何其意味を詳しく問ふ。

○自分一個の力にては生活し能はぬ者、又は相當の手當を施さぬと生命に危険の生ずるもの杯に對して、相當の手當もせず、相當の助をもなさぬ事を云ふのです、左れば我家に置きて食物をも與へず、又た藥なども與へなんだ時も矢張遺棄罪で、又た我が家へ置ずして他處へ運び、打ち棄て置のも矢張遺棄罪です。

○責任ある者と責任なき者と、は如何。

○責任ある者と云ふのは、其の保護し扶助すべき者が、自分の身内の者であるとか又は相當の養育料を取つて、養なつてゐる者などであつた時のことを云ふのです。

責任なき者とは、假令は召使ひ奉公人などを云ふのです、召使や奉公人は身内とは違ふ、左れば身内ほどの重き義務はなきも、主人は相當に保護し扶助すべき責任は十分に在るのである故に主人が其の保護扶助を怠りたる時は、相當の處罰があるのです。養育料を受けてると云ふのは、里子を取つて其子を保護し構はなんたりした時のことを云ふのです。

第三十一章 逮捕及び監禁の罪

〔註〕 本章は人を捕り押えて繩を掛たり、又一間へ押し籠て自由の利ぬ様にしたたり、或は手荒ひむごき目に遭したりした者を、罰する規定を示されたのである。

第二百二十條 不法に人を逮捕又は監禁したる者は三月以上五年以下の懲役に處す
自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したるときは六月以上七年以下の懲役に處す

〔註〕 無茶に亂暴をするとか、發狂とか云のなら兎角も、然らざる者を無暗に縛つたり、一間へ押し籠たりして自由の利ぬ様にし、又はむごたらしい目に遭した者は、三月以上五年以下の懲役に處せられる。
ところが斯る無法な行狀を、自分か又は自分のつれあいの直系尊屬に對して犯した時には、一段重く即ち六月以上七年以下の懲役に處せられるのです。

第二百二十一條 前條の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從つて處斷す

〔註〕 無暗に人を逮捕監禁して、其れが爲に其人が死ぬとか、病氣に成とかさては身軀に傷が出来るとかした時には、前の傷害の罪に照し、重きに從つて處分される。

第三十一章 逮捕及び監禁の罪の問答

○逮捕すべき理由のなきものを巡查や探偵吏が逮捕した時は何うなりますか。
○逮捕すべき理由のなき者を、官吏と雖も斷じて逮捕することは出来ぬ、然るに故意と

か面白半分とかに逮捕したる者は、本章の規定に依て無論處罰されるのです。

○監禁とは如何なる事を云ふか。

○監禁とは一間へ押し籠て置いて身軀の自由の利かぬ様になす事を云ふのである。

第三十一章 脅迫の罪

〔註〕 本章は脅迫即ち人を「をどかし」た者を、罰する規定を示されてあるので、人を「をどす」には何か自分の爲に、成ことを無理にさせ様と云ふ目的がある、其の目的を達せん爲に亂暴な行をして、脅すので此等の者を罰するのです。

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又は財産に對し
害を加ふべきことを以て人を脅迫したる者は一年以下の
懲役又は百圓以下の罰金に處す
親族の生命、身體、自由、名譽又は財産に對し害を加ふ

べきことを以て人を脅迫したる者亦同じ

〔註〕 自分の頼む事を承知して呉なんだら、お汝の生命を取とか、身軀に傷を付るぞとか、ブン縛つて自由の利ぬ様にするぞとか、お汝の事を悪さまに、世間へ云ひ觸すぞとか、或はお汝の家を焼き拂ふぞとか、或は諸道具を打ち毀ぞとかと云ふて、人を脅かして無理な事を承知させやうとした者は、一年以下の懲役か、百圓以下の罰金に處せらる。

又た自分の云ふ事を聞て呉なんだら、お汝の親類の誰れ某に對して、前に述べた通りの種々の手段を取つて、危害を加へるぞよと脅して、無理な事を無理矢理に承知させやうとした者も、亦た一年以下の懲役か、百圓以下の罰金に處せられる。

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若くは財産に對し
害を加ふべきことを以て脅迫し又は暴行を用ひ人をし
て義務なき事を行はしめ又は行ふ可き權利を妨害したる

者は三年以下の懲役に處す

親族の生命、身體、自由、名譽又は財産に對し害を加ふ

可きことを以て脅迫し人をして義務なき事を行はしめ又

は行ふ可き權利を妨害したる者亦同じ

前二項の未遂罪は之を罰す

〔註〕 己の云ひ成り通りになれ、成ずば生命が危ないぞ、イヤ打き延すぞ、イヤ自由の

利ぬ様に押し籠めくぞ、イヤお汝の事を悪さまに云ひ觸すぞ、イヤ焼き拂ふぞ、打ち

毀して終ふぞなど、脅しつけたり、又は亂暴をなして、人を困らせて無理矢理に、

聞く可き筈の無き事を聞き入させたり、又は當然爲す可き事を爲せなんだりした者は、

三年以下の懲役に處せられるのです。又己の云ふ事を聞き入ねば、お汝の親族の誰彼を前に述べた通りの手段を用ひて、困ら

せるぞと脅して、無理矢理に爲す可き筈のなき事を爲さしめたり、又當然なす可き事

を爲せなんだりした時にも、亦三年以下の懲役に處せらる。

尙ほ本條の未遂罪……即ち其の目的を達せずとも、已に一の目的を達せんが爲に、脅

かしたり亂暴を働らひたりした以上は、未遂罪に問れて處罰されるのである。

○第三十二章 脅迫の罪の問答

○脅迫と脅喝の區別を問ふ。

○脅迫とは法文に示されてある種々な不法な事を云ひかけて脅して其の人の心にもなき

事を無理に行はしめる事を云ふのです、脅喝とは同じく脅かすのには相違なきも、脅

かして心にもなき事を無理矢理に承知させるのみならず、金錢又は物品を奪い取るこ

とを云ふので一口に云ふゆすりの事を恐喝と云ふのである。

○脅迫の未遂罪とは如何なる事を云ふか。

○脅迫の未遂罪と云ふのは脅かして、心にもなき事を行はしめやふとして、未だ行はし

めざる中に發覺せし事を云ふのである。

第三十三章 略取及び誘拐の罪

〔註〕 略取とは女子供を無理矢理に、引き伴て他處へ行つこと、誘拐とは女子供を欺むぎて、伴れ行つことです、此は随分澤山に在る犯罪であつて、其略取にしる誘拐にしる、必らず相當に其略取誘拐せし者に就て、自己の利益を得るのが目的です、本章は斯る不都合な事を爲した奴を、罰する規定を示されてゐるのです。

第二百二十四條 未成年者を略取又は誘拐したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

〔註〕 満二十歳に足ざる男女を、略取したり、又は誘拐したりせし者は、三月以上五年以下の懲役に處せられる。

第二百二十五條 營利猥褻又は結婚の目的を以て人を略取又は誘拐したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

〔註〕 男女に拘はらず、略取したり誘拐したりして、其を種に金儲をしたり、又みだら、がましい事をさせたり、又は無理矢理に結婚させたりしやふと云ふ、目的に出たる

時は、其略取誘拐されたる者が、未成年者たると未成年者たらざるに論なく、其略取誘拐せし者は、其罪重く一年以上十年以下の懲役に處せられるのです。

第二百二十六條 帝國外に移送する目的を以て人を略取又は誘拐したる者は二年以上の有期懲役に處す

帝國外に移送する目的を以て人を賣買し又は被拐取者若くは被賣者を帝國外に移送したる者亦同じ

〔註〕 外國へ秘と送り出して、醜業婦とか又は労働者とかに、使用さす目的で、男女を略取又は誘拐したる者は、二年以上十五年以下の懲役に處せられるのである。

又た外國へ秘と送つて、醜業婦とか労働者とかに、使ふ目的を以て、人を賣買したり、又は誘拐したる者や、賣られたる者を、外國へ送つた者等も、亦二年以上十五年以下の懲役に處せられるのである。

第二百二十七條 前三條の罪を犯したる者を幫助する目的

を以て被拐取者又は被賣者を收受若くは藏匿し又は隠避せしめたる者は三月以上五年以下の懲役に處す
營利又は猥褻の目的を以て被拐取者又は被賣者を收受したる者は六月以上七年以下の懲役に處す

〔註〕 本條は人を略取誘拐せる者を助ける目的にて、其誘拐されたり、又は賣られたりした者を、受取つて置とか、又は人に知ぬ様又は逃ぬ様に、匿して置た者は、三月以上五年以下の懲役に處せられるのです。

其から又他人が誘拐したり、買たりして來た者を、働らかせて金にする目的とか、醜業を爲しめて利益を得むず目的にて、其者を受取つた者は、其目的が更に自己の利益を得とするに在を以て、其罪重く即ち六月以上七年以下の懲役に處せられるのです。

第二百二十八條 本章の未遂罪は之を罰す

〔註〕 本章即ち第二百二十四條より、第二百二十七條までの未遂罪は、盡く之を罰せ

られるのである。

第二百二十九條 第二百二十六條の罪同條の罪を幫助する

目的を以て犯したる第二百二十七條第一項の罪及び此等の罪の未遂罪を除く外本章の罪は營利の目的に出ざる場合に限り告訴を待て之を論ず

但被拐取者又は被賣者犯人と婚姻を爲したるときは婚姻の無効又は取消の裁判確定の後に非ざれば告訴の効なし

〔註〕 本條は本章に規定されてある、四ヶ條の罪に就きて、告訴を待て始めて其罪を論ずる場合と、告訴なくとも官に於て略取誘拐の犯人ある事を知れば、直に逮捕して其罪を論ずる場合とがある、其の事に就ての規定を示されたのである、乃で告訴を待たずとも、直ちに犯人あらば捕えて其罪を論せられる場合は、

第二百二十六條に、規定されてある罪と、其第二百二十六條に規定されてある罪を犯す者を助けて、其の犯罪をより易くなさしむる目的にて、第二百二十七條の第一項に記載されてある罪を犯した者か、又は此れ等の犯罪に對する未遂罪は、告訴を待たず、犯罪ありと知つた時には、直ちに逮捕して規定通り處罰されるのである。

なれど其誘拐されたる女や、又は賣れたる女か、其後事情があつて其犯人と結婚して夫婦と成つた時には、假し腹立の餘に告訴しても、其の告訴は成立ぬのである、併ながら其結婚が無効であつた場合か、又は其婚姻を取消べく訴訟を起し、其訴訟が成立して取消の裁判が確定した後は、假し一旦已なき事情の爲に、夫婦に成つてゐても、告訴をすれば其の犯人は規定通りに處罰されるのである。

○第三十三章 略取及び誘拐の罪の問答

○略取と誘拐との法律上の意義を委しく知らされたし。

○略取とは其本人が承知するもせぬもない無茶苦茶に引きさらせて行くことを云ふ。

○誘拐とは甘ひ事があるとか面白ひ事があるとかと云つて、人を欺むきて連れ出すこと

を云ふのである、其の連れ出すと云ふ事は同じだけれど其の連れ出す方法手段が異なつてるのである、又脅しつけて人を連れ出した時も、又良き主家へ世話をしてやるなど、云つて連れ出した者も本章の規定に依て罰せられるのであります。

○外國に移送するとは如何なる意味なるか。

○略取誘拐したる者を海外へ送つて外國人に勞働其の他醜業を營ましむる目的で賣りつけることを云ふのです。

○丁年以上の者を略取誘拐した時には罪には成りませぬか。

○丁年以上の者は志慮も十分に備はつて左様無暗に人の云ふ調子に乗るべき筈の者でないから其の同行する事を承諾せし場合には罪とは成らぬのである併しながら海外へ送つて外國人に賣ふとか又は強て醜業に従事させやふなどとした時には規定通りに處罰されるのである。

○被拐者を收受するとは如何なる意味なるか。

○誘拐されたる者を、其の誘拐者に幾許かの代金を與へて自分の物とすることを云ふ。

○犯人と結婚せしとは如何なる意味なるか。

○略取誘拐されたる婦女が其の略取誘拐者と或る事情の下に婚姻をした時の事を云ふのである、斯る場合は極めて稀なれども、時に婚姻する事あるを以て此の規定を示されたのであります。

第三十四章 名譽に對する罪

〔註〕 本章は他人の名譽を無暗に損じた者を罰する規定です、諺に人は一代名は末代と云ふ事がある、其の通りで、人として名譽を損じられるほど、心外な事はなく、又た現に生存してゐない死んだ者の名譽でも、之を損じられた時には、其の遺族の心外一方でない、其故に生者たると死者たるとに論なく、凡て人の名譽を損じた時には、相當の處罰があるぞと云ふことを、規定されたのである。

第二百三十條 公然事實を摘示し人の名譽を毀損したる者は其事實の有無を問はず一年以下の懲役若しくは禁錮又は五

百圓以下の罰金に處す

死者の名譽を毀損したる者は誣罔に出るに非ざれば之を罰せず

〔註〕 衆人満座の中にて、誰某は斯々の事實があると云つて、其人の名譽を損じたり、又は印刷物や新聞紙上などへ、誰某は斯々の事實があると云ふ事を記して、頒布した時などは、其の云ひ觸したる事實が、嘘なれば勿論のこと、假し眞實であつたにもせよ、一年以下の懲役か、又は禁錮左なくば五百圓以下の罰金に處せられるのです、此は現に生存してゐる人に對し、其の名譽を損じた時に用ひられる規定です、ところが死でる人に對し、名譽を損じた時には、其の云ひ觸したる事實が、誣罔……即ち出鱈目で故意に其の死者の、名譽を損じやふとした時にのみ、前の規定通り一年以下の懲役か、禁錮か又は五百圓以下の罰金に處せられるのです。

第二百三十一條 事實を摘示せずと雖も公然人を侮辱した

る者は拘留又は科料に處す

〔註〕 彼人は斯様な事があると云ふ、其事實を一夕示さずとも、衆人満座の其中で、擧動や手似などにて、侮辱……即ち辱しめ恥をかゝせた時には、拘留又は科料に處せられる。

第二百三十二條 本章の罪は告訴を待て之を論ず

〔註〕 本章即ち第三十四章に示されてある罪は、生存者に對しては本人、死者に對しては其の遺族の訴を待つて、始めて其の罪を論じられるのです。

○第三十四章 名譽に對する罪の問答

○二三人の人に向つて他人の不徳義な行や不品行の事などを云ひ觸した時は如何。
○法文に公然の二字が記されてある以上は世の中の人々に表向きに知らせべく云ひ觸した時の事を云ふのです、左れば其の方法として新聞紙に記載したり、又は印刷物として撒き散したり、又は公開演説で云ひ觸したりした時に於て其の罪が成立のです、故

に二人や三人の小數の人に向つて云つたつて、決して本章の罪は成立ないのであります。

○死者に對する場合の誣罔とは如何なる意なるか更に説明を乞ふ。

○誣罔と云ふのは事實ありもせぬ事を云ひ觸したる時のことを云ふのである、生者に對しては假し其の云ひ觸したる事實が事實であらふとあるまると其様ことに論なく本章の罪は成立するのだが、死者に對しては嘘の事實を云ひ觸した時に限るのである。

○公然人を侮辱すと云ふ意味を十分に説明されたいのです。

○此は斯様な事があつたと其の事實を示さずとも衆人満座の其中でイヤ馬鹿とか間拔だとか云ひて、其人に恥をか、し辱しめたる場合を云ふのであります。

第三十五章 信用及び業務に對する罪

〔註〕 本章は無暗に他人の信用を害ねたり、又は無暗に他人の稼業を害ねた者を處罰する規定を示されてあるのです。

第二百三十三條 虚偽の風説を流布し又は偽計を用ひ人の

信用を毀損し若くは其業務を妨害したる者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

〔註〕 他人に對し在もせぬ惡説を觸れ廻したり、又は奸智を振つて、他人を惡さまに思はせる様にして、其人の信用を損じさせたり、又は他人の稼業の害となる様なこと企むで爲したる者は、三年以下の懲役か、千圓以下の罰金に處せられるのです。

第二百三十四條 威力を用ひ人の業務を妨害したる者亦前條の例に同じ

〔註〕 人を無茶苦茶に脅し付て、其の人の稼業の妨害を爲し、満足に其業を執能はぬ様に邪魔を爲したる者は、亦た三年以下の懲役か、千圓以下の罰金に處せられるのです

○第三十五章 信用及び勤務に對する罪の間答

○虚偽の風説を流布しとの意義を委しく問ふ。

○明り易く一口に云へば無根の事實を拵へて世間へ云ひ觸して他人の信用を害すことを

云ふ、又偽計を用ゆると云ふ事は種々な工夫を廻らして在もせぬことをあつた様に世間の人に思はせて、他人の信用を害することを云ふ。

○業務の妨害を爲すとは如何なる意なるか。

○假令ば彼處の賣品は品が悪くて價が高ひから買なと云ふて邪魔をしたり、又は是非なく成ぬ奉公人や雇人を故意に多くの金子を支拂ふて其の家より引き揚て終つて、其家の人をして困らせるが如き行をする事を云ふ。

第三十六章 窃盜及び強盜の罪

〔註〕 本章は別に説明する迄もなく、窃盜と強盜に對しての處分を、規定されてあるのです。

第二百三十五條 他人の財物を窃取したる者は窃盜の罪と爲し十年以下の懲役に處す

〔註〕 他人の所有に掛る金錢、その他凡ての物品を知ぬ間に、秘と盜み取た者は、窃盜

の罪として、十年以下の懲役に處せられるのです。

第二百三十六條 暴行又は脅迫を以て他人の財物を強取したる者は強盜の罪と爲し五年以上の有期懲役に處す
前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたる者亦同し

〔註〕 人を手荒ひ目に遭して、弱らして金銭其他の財物を取たり、又は脅かして他人の金銭其他財物を無理矢理に奪ひ取つた者は、強盜の罪として、五年以上十五年以下の懲役に處せられるのです。

又た矢張人を手荒ひ目に遭したり、脅かしたりして、其人が他より受取べき金銭、其他の財物を奪ひ取たり、又は他人に其の利益を取せたりした時には、矢張強盜の罪として、五年以上十五年以下の有期懲役に處せられます。

第二百三十七條 強盜の目的を以て其豫備を爲したる者は

二年以下の懲役に處す

〔註〕 強盜を爲さふと云ふ目的を以て、強盜を爲すべき其仕度に着手する時は、已し強盜を爲さずとも、二年以下の懲役に處せられるのです。

第二百二十八條 窃盜財物を得て其取還を拒ぎ又は逮捕を免かれ若くは罪跡を湮滅する爲め暴行又は脅迫を爲したるときは強盜を以て論ず

〔註〕 窃盜が金銭其他の財物を奪ひ取つて、見付つて其を戻せと云れた時、其を戻さぬと云つて抗抵たり、又は捕り押えられやふとしたのを逃れん爲め、或は物を盗んだ其の證據を匿さんとして、手荒ひ行をしたり、又は脅したりした時には、其の罪が初は窃盜であつたのだが、斯る仕事を爲したる時には、強盜と變るのである。

第二百二十九條 人を昏酔せしめて其財物を盜取したる者

は強盜を以て論ず

〔註〕 本條は他人の金銀、又は凡ての品物を奪ひ取らむ目的で、其人に麻薬を服せるとか喫せるとかして、夢中にさせ又は催眠術などを施し夢中にさせて、奪ひ取つたる者は、矢張強盜と見して處罰されるのです。

第二百四十條 強盜人を傷したるときは無期又は七年以上の懲役に處す死に致したるときは死刑又は無期懲役に處す

〔註〕 強盜が財物を取る爲に、人に傷を負たときには、無期懲役か又は七年以上の懲役に處せられる、其から人を殺した時には死刑か、又は無期懲役に處せられる。

第二百四十一條 強盜婦女を強姦したるときは無期又は七年以上の懲役に處す因て婦女を死に致したるときは死刑

又は無期懲役に處す

〔註〕 強盜が財物を奪ひ取つた剩え、婦女を強姦した時には、無期の懲役か又は七年以上の懲役に處せられる、若も此の場合に於て、其の強姦せる婦女を、其が爲に死した時には、死刑か左なくば無期の懲役に處せられるのです。

第二百四十二條 自己の財物と雖も他人の占有に屬し又は公務所の命に因り他人の看守したるものなるときは本章の罪に付ては他人の財物と看做す

〔註〕 本條は我が物を我が取つた場合を、規定されてあるので、と云ふと妙に聞ゆれど、如何に自分の物でも、書入したり抵當としてあつた時には、我物で我物でない、又は差押えられたりした財物も、我物にて我物でない、斯様な場合に於て、如何に我が物と雖も、其れを秘と取つて費消したり、又手荒ひ事や脅したりして取つた時には、其取り方の方法に依り、或は窃盜或は強盜として處分される。

第二百四十三條 第二百三十五條 第二百三十六條 第二百三十八條、乃至第二百四十一條の未遂罪は之を罰す

〔註〕 本條は別に説明するまでもなく、第二百三十五、第二百三十六、第二百三十八より第二百四十一條までに至る各條に記載されてある、凡ての罪の未遂罪は、悉く之を罰するぞと云ふ規定を示されたのである。

第二百四十四條 直系血族、配偶者及び同居の親族又は家族の間に於て第二百三十五條の罪及び其未遂罪を犯したる者は其刑を免除し其他の親族又は家族に係るときは告訴を待て其罪を論ず

〔註〕 本條は直系血族、即ち正當の血統の者、假令は親子兄弟など又は夫婦間又は一家中に一所に住つてゐる親類の者、さては一つ家に在る内輪の者の間に於て、金錢又は物

品を秘と取る、即ち窃盜の罪を犯しても、處分はされませぬが、併し一つ家に一所に住つてゐる親族の者や、又た一家に一所に住つてゐない一家中の者の間に於て、窃盜の罪を犯した時には、被害者が其筋へ告訴するに於て、初めて其の罪が成立するのであると云ふ規定なんです。

親族又は家族に非ざる共犯に付ては前項の例を用ひず

〔註〕 親族や一家族同士の間に於て、窃盜の罪を犯した時には、法律は其罪を論せられないのであるが、併し取られた者か、又は取つた者の何れかの方が、假し一家内に一所に居るにもせよ、互ひに親族や家族でない間柄の者であつた時には、一般の窃盜罪と同様に處分されるのである。

第二百四十五條 本章の罪に付ては電氣は之を財物と看做す

〔註〕 本條の規定は電氣の流を秘と取つた者も、矢張窃盜として處罰されるのです、隨分

電氣を秘と餘計に取つて、費消する横着者がある、假令ば二十燭光の電氣を引きてるながら、四十燭も五十燭もにして使用する事など其である。

第三十六章 窃盜及び強盜の罪の問答

○人の財物を窃取すとは如何なる意か。

○窃盜と云ふことは、他人の凡て所有物を知ぬ間に我が所有にして終ふことを云ふのである、其れ故に如何なる方法手段を用ゆるに論なく、人の知らぬ間に其の人の所有物を自己の所有物にして終ふことを云ふのである、さて斯様に知らぬ間に我が物と爲すことを窃取とは云ふのである。

○強盜と云ふ法律上の意義を委しく問ふ。

○強盜と云ふのは他人の財物を知らぬ間なく其の人の知てる面前に於て、其人を脅しつけたり手荒ひ目に遭したりして、無理矢理に財物を奪ひ取つた事を云ふのである。左れば刃物や棍棒の類や其の他の兇器を持たずとも、即ち無手でも已に脅し文句を並べたり、又は拳骨で打擲つたりした以上は、強盜を以て論せられるのである、彼の往

來で人に故意に打ち當つたりして、其人が驚ひてる間に持つてる物を奪ひ取つて行な

ど、是れ皆な強盜を以て論せられるのであります。

○窃盜が追跡されて其逮捕を逃れん爲に暴行を爲し因て其結果人を死傷に致したる時は如何に處分されるか。

○此場合には強盜と見なされ、而して強盜が人を死傷したと同罪に問はれて重き處分を受ねば成りません。

○自己の物を公務所の命に依り他人が看守すとは如何なる意か。

○此は公賣に附せられたる物を其の公賣に附するまでの間他人が看守してゐる物などを云ふのです、其物は如何さま自分の物ですけれど既に其の所有權が他へ移動してゐるので我物にして我物でないのですから、窃盜を以て論じられるのです。

○直系血族と、直系尊屬との法律上の區別を問ふ。

○直系尊屬と云ふ事に就きては前述の通りですが、直系血族と云ふのは父母祖父母曾祖父母兄弟姉妹子孫等を云ふのです。

○電氣を財物と看做と云ふ意義を委しく問ふ。

○電氣は無形の財産にして天然の財物です、元來が無形の物ですから金銭にて他の物の如く購ひ得ると云ふ譯にはゆかむ、併しながら其無形の電氣を得んとするには、相當の代價を仕拂はねば成らぬ、其れ故に法律は電氣を財物として取り扱ひ、之を竊取せし者は竊盜罪として處罰されるのであります。

第三十七章 詐偽及び恐喝の罪

〔註〕 本章は竊盜同様最も多く犯す者のある詐偽取財及び人を脅して金銭財物を取る恐喝取財の罪を規定されてあるのです。

第二百四十六條 人を欺罔して財物を騙取したる者は十年以下の懲役に處す
前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたる者亦同じ

〔註〕 如何なる方法手段を用ゆるに論なく、凡て他人を詐して金品を騙り取たる者は、之を詐偽取財の罪として、十年以下の懲役に處せられるのです。

又た様々の手段を用ひて、人を欺むきて、其の人の身に就きて其の人の取るべき利益を欺むきて、己の利益となすか、又は他者をして其の利益を得せしめた者も、同じく詐偽取財の罪として、十年以下の懲役に處せられる。

第二百四十七條 他人の爲め其事務を處理する者自己若くは第三者の利益を圖り又は本人に損害を加ふる目的を以て其任務に背きたる行爲を爲し本人に財産上の損害を加へたるときは五年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

〔註〕 本條は銀行會社などの社員や、商店商館その他凡ての雇人などが、自分の利益に成る爲とか、又は同じ仲間の者の利益と成ために、自分が受持の仕事につきて、爲べからざる事を爲たり、又は故意に帳面などに不正な事を記して、其抱え主や雇主等に

損をさせたり、又は損をさせやふと云ふ目的で、自分の執る仕事に不正な事などをして
た時には詐偽の罪とし、五年以下の懲役か千圓以下の罰金に處せられるのです。

第二百四十八條 未成年者の知慮淺薄又は人の心神耗弱に

乗じて其財物を交付せしめ又は財産上不法の利益を得若
くは他人をして之を得せしめたる者は十年以下の懲役に
處す

〔註〕 未成年者……即ち二十歳に達せぬ者の、考へが薄く智慧の淺い、即ち未だ志慮が
十分についてゐない、其れを胡魔化して金銭其他の物品を騙り取つたり、又は未成年
者ならずとも、精神の狂つてたり馬鹿であつたりした者を胡魔化して、金銭その他の
物を騙り取つたり、或は未成年者の思慮淺薄か、又は人の心神の耗弱に乗じて、巧み
に欺むきて其人の財産に就きての、利益を騙り取つたり、又は他人に其利益を得せし
む可く、欺むきたる者は、矢張詐偽取財の罪として、十年以下の懲役に處せられるの

です。

第二百四十九條 人を恐喝して財物を交付せしめたる者は

十年以下の懲役に處す

前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして
之を得せしめたる者亦同じ

〔註〕 他人を恐喝して金銭其他種々の品物を渡させる、即ち金子を出ねばお汝の事を悪
さまに云ひ觸すとか、打擲とか打殺すとかと云つて脅して、金銭等を無理矢理に出
させて着服した者は、十年以下の懲役に處せられるのです。

尙他人を脅して其人の財産に就きて、利益となる可き事を自分が奪ひ取つたり、又た
他人に其を横取させたりする様な事をした時には、矢張十年以下の懲役に處せらる。

第二百五十條 本章の未遂罪は之を罰す

〔註〕 第二百四十六條より、第二百四十九條に至る迄の間に示されたる各條の未遂罪は

これを罰せられるのです。

第二百五十一條 本章の罪には第二百四十二條第二百四十四條及び第二百四十五條の規定を準用す

〔註〕 本章の各條に示されてある、詐僞取財と恐喝取財の犯罪に就きて、若も第二百四十二條と、第二百四十四條と第二百四十五條の、各條に示されてあるが如き場合があつた時には、其の各條に示されてある規定通りの、處置を執れると云ふことなれど、尙ほ委しくは第二百四十二條と第二百四十四條と第二百四十五條とを見られよ。

○第三十七章 詐僞及び恐喝の罪の問答

○欺罔とは如何なる意味なるかを問ふ。
○種々雑多の方法を設けて、在もせぬ事を在る様に信じさせて、金銭物品その他凡ての財物を騙り取りたる節には詐僞取財の罪として處罰されるので、即ち欺罔とは巧に在もせぬ事實を在様に云ひて人を抱込み信じさせる事を云ふのです。

○財産上不法の利益と云ふ事を委しく問ふ。

○他人の財産と成べき物を欺むきて、自己の財産と爲すことを云ふのである、一例を引きて示せば、甲の人が乙の人より受取るべき金銭又は物品がある、然るに丙が其の事を知つて乙の人の許へ行き、甲の人の使なりと欺むきて、乙の人が甲の人に渡すべき、金銭なり物品なりを騙り取りたるが如き、即ち財産上の不法の利益を得と云ふことに成のです。

○未成年者と雖も志慮の淺薄ならざる者に對して爲したる所爲は、罪となりませぬか。
○否ながら、未成年者の中には志慮の十分に堅固にして、容易に人の爲に欺むかるゝが如き事のない人もあります、なれど法律上未成年者は、志慮の未だ十分に備はつてゐない者と思はれてあります故に未成年者を詐して財物を差し出させたものは、矢張詐僞取財として罰せられるのです。

○心神耗弱と云ふは、如何なる意なるか。

○此は未成年者たると成年者たるとに拘はらず、元來が馬鹿な生れの者、一口に云へば

足ぬ人物に對して、胡魔化して物を取つた時の事を云ふのです。
足ぬ人物を欺むくのは何でもない事ですから其罪も重く凡て十年以下の懲役に處せられるのです。

○詐偽及び恐喝の未遂罪とは如何なる場合を云ふのであるか。

○此は財物を取るべく人を欺ひたが、未だ其財物を取らぬ間に發覺したる時か、財物を取べく人を脅して、未だ財物を取らぬ前に發覺したる場合を云ふ。

第三十八章 横領の罪

〔註〕 本章は舊刑法の冒認罪と同様で、即ち他人の財物を我物の如く横取する者を罰する規定なんです。

第二百五十二條 自己の占有する他人の物を横領したる者は五年以下の懲役に處す

自己の物と雖も公務所より保管を命ぜられたる場合に於

て之を横領したる者亦同じ

〔註〕 他人の物を預かつたりして、一時自分の所有と成てる物を、純然たる我物の如くして、勝手に其を處分せしときは、横領の罪に問れて、五年以下の懲役に處せられる。又た正しく自分の所有物なれど、差し押えの處分を受けてるとか、一定の期間内自由にする事は成ぬぞと、役所官署等より命られた物を、勝手氣儘に處分した時も、矢張横領罪に問れて、五年以下の懲役に處せられる。

第二百五十三條 業務上自己の占有する他人の物を横領したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

〔註〕 商賣上よりして、他人の所有物が一時自分の占有物となつて居る時に、其を我が勝手に處分した時には、矢張横領罪として處分される、即ち一年以上十年以下の懲役に處す罪が中々に重みのである、業務上自己の占有する他人の物と云ふのは、運送屋が委託されて居る貨物とか、倉庫會社などが預つて居る他人の商品など其である。

第二百五十四條 遺失物、漂流物、其他占有を離れたる他人の物を横領したる者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金若しくは科料に處す

〔註〕 道路其他の場所に遺してあつた金銭、又は物品或は流れて來た物品、金銭、木材などや、さては占有を離れた他人物とは、主の知れぬ物のことで、假令ば置き忘れて行つた物などが其である、即ち持ち主は正しく在のだが、一時誰の物やら知れぬ物品などを、勝手氣儘に自分の物として處分した時には、横領罪に問れ、一年以下の懲役か百圓以下の罰金か、さては二十圓以下の科料に處せられる。

第二百五十五條 本章の罪には第二百四十四條の規定を準用す

〔註〕 第二百四十四條に示されてある、直系血族とか配偶者とか、又は同居の親族とか、

又は家族の間に於て、本章に示されてある横領罪を犯しても、其の罪は成立ない、又其他の親族や家族の間に於て、本章規定の横領罪が犯された時には、其の被害者の告訴を待て罪を論じられる。

○第三十八章 横領の罪の問答

- 自己の占有せる他人の物と云ふ事に就きての委しき説明を乞ふ。
- 他人の者であつて一時自分の手元に在る物を云ふ、即ち言葉を替へて云へば、預り物の事である、又た借用物も左様で、尙ほ委託物も左様である。
- 公務所より保管を命せられたと云ふは如何なる意味か。
- 此は差押えの處分を受けたる結果、其の物を公賣する事と成りて其公賣の日限まで其を便宜上自分に預られたる場合を云ふのです。

第三十九章 贓物に關する罪

〔註〕 本章は賊が盗み取つたる其品物に就て、其を買たりかくまつたりした者に對しての罪を規定されたのである。

第二百五十六條 贓物を收受したる者は三年以下の懲役に處す

〔註〕 賊の盗んで來た物を其と知て貰ひ受た者は、三年以下の懲役に處せられるのです。贓物の運搬、寄藏、故買又は牙保を爲したる者は十年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

〔註〕 盗んだ物と知つ、其を他處へ運んだり、知れぬ様に預つて置たり、買ひ受たり、又は買ひ受けて他へ賣たり、即ち仲買を爲たりした者は、十年以下の懲役か、又は千圓以下の罰金に處せられるのです。

第二百五十七條 直系血屬、配偶者、同居の親族又は家族及び此等の者の配偶者の間に於て前條の罪を犯したる者は其刑を免除す

親族又は家族に非ざる共犯に付ては前項の例を用ひず

〔註〕 親兄弟子や孫や夫婦の間や、一家中に一所にゐる親類や、一所に住つてる身内の者や、又は此等の親族や、家族の夫婦中に於て、第二百五十六條に記載されてある、贓物に關する罪を犯しても、其罪は成立ないのである。

併しながら其中に、他人が一人でも仲間に入つてゐた時には、其の罪は逃れられぬ。即ち本章の規定に従がつて處分されるのである。

○第三十九章 贓物に關する罪の問答

○贓物の收受とは如何なる意味か。

○此の品物は盗んで來た物だがお汝に與と云つて呉れたのを貰つたり、又此は盗品だが此で何んぼ借と云つて其情を知つ、質物に取つたり、又其情を知つ、安く買つたりすることを見ても贓物收受とは云ふのである。

○運搬寄藏の意義を委しく問ふ。

○運搬とは贓品たる事を知つて、其犯罪者の頼を受けて、其品を他へ持ち運ぶことを云

ふ、寄藏とは其盗品たることを知つて、人知れず其を我家なり、又は他處なりへ匿してやつたことを云ふのです。

○故賣と牙保の意味を委しく聞きたし。

○故買と云ふは贓品を承知で法外の安價で買ふのを商賣としてゐることを云ふ、牙保とは其の不正品なる事を知つて、此を他へ賣却すべく世話をしたり、又は他へ賣却するに就て正しい品であるなぞと保證に立たりすることを云ふのである。

第四十章 毀棄及び隠匿の罪

〔註〕 本章には凡て自分の所有でなき物を、無暗に打ち毀したり、又は棄て終つたり、或は他へ秘と隠して、其の所在を知らぬ様にした者の罪を規定されてあるのです。

第二百五十八條 公務所の用に供する文書を毀棄したる者は三月以上七年以下の懲役に處す

〔註〕 凡ての役所で用ゆる書類を、引き裂きて棄たりした者は、三月以上七年以下の懲

役に處せられる、役所の書類は凡て此上もなき大切なるもの、其を無暗に引き裂きて棄ると云ふは、其の爲に自分が何か利益を得やふとするからである、其故に法律は斯る所爲に對し、重く罰されるのである。

第二百五十九條 權利、義務に關する他人の文書を毀棄したる者は五年以下の懲役に處す

〔註〕 相當の權利があり、相當の義務がある他人の所有に係る書類を、引き裂たりして棄た者は、五年以下の懲役に處せられるのである、權利義務に關する書類と云ふは、金錢の貸借書とか、契約書とか、其他凡て權利義務に關する事を證明せし書類の事を云ふのです。

第二百六十條 他人の建造物又は艦船を損壞したる者は五年以下の懲役に處す因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從つて處斷す

〔註〕 凡て他人の所有に係る住宅や、其他の建物を打ち毀したり、又は軍艦や船等の他人の所有物を毀したりした時には、五年以下の懲役に處せられるのです、ところが是等の物を打ち毀したる爲に、人を傷けたり人を死したりした時には、前に規定されてある傷害の罪に照し、其規定中の重さに従つて處分されるのである。

第二百六十一條 前三條に記載したる以外の物を損壞又は傷害したる者は三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金若くは科料に處す

〔註〕 文書類や、建造物や、艦船等の以外の物、即ち他人の所有に係る物品、衣類、門戸、塙壁など、凡て他人の所有物を毀したり傷め害ふたりした者は、三年以下の懲役か、又は五百圓以下の罰金か、輕つて二十圓以下の科料に處せられます、此等の罪は素より過失に依て損壞し、又は傷害したる時には成立しません、故意に斯ることをなしたる場合に成立のであります。

第二百六十二條 自己の物と雖も差押を受け物權を負擔し又は賃貸したるものを損壞又は傷害したるときは前三條の例に依る

〔註〕 我が所有物には相違ないのだが、其品物が差押を受けてるとか、抵當に入つてるとか、即ち物權を負擔してゐる時とか、又は相當の賃錢を受取て他人に借てゐる時とかであつたらば、其物が動産たると不動産たるとに論なく所有權が假に他へ移動してゐるのだからして、我が物にして我が自由仕能はぬ、有様に在のだから、此場合に於て其を我が物だからと云つて、毀したり傷つけたり害ねたりした時には、矢張前三條に其々規定されてある通り、他人の物と見做て處罰されるのである。

第二百六十三條 他人の信書を隠匿したる者は六月以下の懲役若くは禁錮又は五十圓以下の罰金若くは科料に處す

〔註〕 他人の受取る可き筈の封じたる手紙を、何か自分の爲にする目的か、又は其の人

を困らせる等の目的にて、渡さず他へ隠したる時には、六月以下の懲役か若くは禁錮か、或は五十圓以下の罰金か、二十圓以下の科料に處せられるのです。

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及び前條の罪は告訴を待て之を論ず

【註】 第二百五十九條の規定と、第二百六十一條の規定と、其から前條の信書隠匿罪との三ヶ條の罪は、其だけの害を被むりし本人の告訴を待て論じられるのです。

○第四十章 毀棄及び隠匿の罪の問答

○公務所の用に供する文書とは如何なる意か。

○凡て役所の事務を執に就て大切なる書類のことを云ふ、其の如何なる種類の物かは、數へ切れぬほど澤山にあります、凡て役所に備へつけてある書類を破つた者は、官文書毀棄罪として處罰される。

○損壞と毀棄との區別を知られたる。

○毀棄と云ふのは、其物を滅茶滅茶にして終つたり、又は他へ棄たりすることを云ふのです、損壞と云ふのは其物を、全く打ち毀して終はすとも、其形を幾分か損し欠をも意味してゐるのであります。

○番小屋の牛馬小屋も建造物の中へ入るか。

○無論入ります、假令犬小屋と雖も、其形を爲してゐる物は凡て建造物です。

○第二百六十一條の意義を、ヨリ委しく説明されたし。

○此は其の如何なる種類の物たるに拘はらず凡て形を爲してゐる物のことを云ふ。

左れば他人の庭園の庭石を取つて他へ棄ても矢張本條の規定に依て處罰されるのである。

又た他人の所有にかゝる牛馬の類を傷つけたり殺したりした時にも矢張本條の規定に依て處罰されるのである。

○葉書も信書の中なるか、將た別物なるか。

○葉書は信書ではありません、信書と云ふは他人の妄に見ることの出来ぬ様に、堅く封

をされてある手紙の事を云ふのです。

○ 信書を破つて棄たものは何なりますか。

○ 此の場合には隠匿罪でなくして、毀棄罪に問はれますのです、又た妄に他人の信書を
披けば、秘密を侵す罪に處せられますのです。

改正刑法註釋終

改正新刑法施行法註解

第一條 本法ニ於テ舊刑法ト稱スルハ明治十三年第三十六號布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二條 刑法施行前ニ舊刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑ト舊刑法ノ主刑トヲ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

刑法ノ刑	舊刑法ノ刑
死刑	死刑
無期徒刑	無期徒刑
無期懲役	無期徒刑
無期禁錮	無期徒刑
有期懲役	有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮
有期禁錮	有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮
	有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮

罰金
拘留
科料

罰金
拘留
科料

第三條

法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ爲ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ爲シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ

數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ヲ適用シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ

一 罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科ス可キトキ又ハ二個以上ノ主刑中其一個ヲ科ス可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲ス可シ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併科ス可キトキ亦同シ

第四條

刑法施行前舊刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待テ論ス可キ罪ヲ犯シタル者ハ刑法ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セサルモノト雖モ告訴アルニ非サレハ其罪ヲ論セス

第五條

刑法第六條ニ依リ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權、停止公

權、監視又ハ罰金ヲ附加ス可キトキト雖モ之ヲ附加セス

第六條

刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ左ノ例ニ依ル

一 確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ其罪ト餘罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

二 確定裁判アリタル罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用シタルトキト雖モ舊刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪ト餘罪トニ付キ數罪俱發ニ關スル規定ニ依ル

第七條

左ニ記載シタル者刑法施行前更ニ刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ヲ犯シ刑法施行後其罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

一 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處セラレタル者

二 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレ其執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ因リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者
刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第八條 刑法施行前ニ犯シタル一罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ刑法施行前ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キト雖モ其罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第九條 刑法施行前ニ犯シタル數罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條 刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ其罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後確定裁判アリタル後刑法施行後ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ其罪ト餘罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條 第七條第一項各號ニ記載シタル者刑法施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 刑法施行後ハ舊刑法又ハ舊刑法施行前ノ法令ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ刑ノ執行假出獄及ヒ時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニ於テハ檢事ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ第二條及ヒ明治十四年第八十一號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ

舊刑法ノ刑ニ處セラレタ者ノ刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中斷ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ

第十四條 刑法施行後ハ舊刑法ノ刑ニ處ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ
第十五條 刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

刑法施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル爲メ輕禁錮又ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法第十八條及ヒ第三十條ノ規定ヲ準用ス但拘留ノ日數ハ其執行ノ日ヨリ起算シ

第十六條 懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ

其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第十七條 關席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十八條 剝奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其效力ヲ失フ但既ニ徵收シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セス

附加ノ罰金ヲ納完セサル爲メ換ヘラレタル禁錮ニ付キ亦前項ニ同シ

第十九條 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二條ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ對照シテ之ヲ刑法ノ刑名ニ變更ス但單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ變更ス

他ノ法律ノ規定中剝奪公權、停止公權、監視及ヒ附加ノ罰金ニ處ス可キ旨ヲ定メタルモノハ之ヲ廢止ス

第二十條 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間又ハ金額ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間又ハ金額ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ舊刑法總則中期間又ハ金額ニ關スル規定ニ從フ

第二十一條 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三條ノ場合ヲ除ク外舊刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル

第二十二條 他ノ法律中舊刑法ノ規定ヲ掲ケ又ハ舊刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラサル
コトヲ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相當スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更
ス

爆發物取締罰則第十條ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ
關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ
從フ

第二十四條 明治二十二年法律第二十八號及ヒ明治二十三年法律第九十九號ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 左ニ記載シタル舊刑法ノ規定ハ當分ノ内刑法施行前ト同一效力ヲ有ス

一 第二編第三章第五節

二 第九十八條乃至第二百條

三 第二編第四章第七節及ヒ第九節

四 第二編第五章第三節

五 第三編第二章第四節

刑法第八條ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ關スル規定ハ之ヲ前項ノ規定ニ準用ス

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二條ノ例ニ從フ

一 軍機保護法ニ掲ケタル罪

二 徵兵令ニ掲ケタル罪

三 明治三十八年法律第六十六號ニ掲ケタル罪

四 通貨及證券模造取締法ニ掲ケタル罪

五 船舶法ニ掲ケタル罪

六 船員法ニ掲ケタル罪

七 船舶職員法ニ掲ケタル罪

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戶籍法ニ掲ケタル罪

十 郵便法ニ掲ケタル罪

十一 舊刑法中印紙ノ偽造變造及ヒ其知情使用ニ關スル罪

第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ從ニ從フ

一 著作權法ニ掲ケタル罪

二 重要物産同業組合法ニ掲ケタル罪

三 移民保護法ニ掲ケタル罪

第二十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ舊刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定

ハ刑法施行ノ爲メ變更セラルルコトナシ

第二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ

付テハ舊刑法ノ重罪ト看做ス

第三十條 前條ニ該當セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ

舊刑法ノ輕罪ト看做ス

前條ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ禁錮ニ該ル

罪ト看做ス

前條ニ該當セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看

做ス

前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看

做ス

第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ違警罪ト看做ス

第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ懲役若クハ禁錮

ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三條 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適

用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

第三十四條 前條ニ記載シタル者及ヒ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適

用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス

第三十五條 六年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付

テハ舊刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス
六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重禁錮ニ處セラレ
タルモノト看做ス

六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ處セラレ
タルモノト看做ス

第三十六條 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ
タル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマ
テ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス

第三十七條 他ノ法律中舊刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル爲ノ人ノ資格ニ關シ
別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資
格ニ關シ刑法施行助ト同一ノ效力ヲ有ス

第三十八條 刑事訴訟法第八條ヲ左ノ如ク改ム

第八條 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス

一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年

三 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年

四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年

五 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年

六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第三十九條 刑事訴訟法第六十二條第三號ヲ左ノ如ク改ム

第三 區裁判所ノ管轄ニ屬スル罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之
ヲ區裁判所檢事ニ送致ス可シ

第四十條 刑事訴訟法第二百二十五條第二號ヲ左ノ如ク改ム

第二 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者
及ヒ宗敎若クハ臍祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者其業務上取扱ヒタルコトニ
付キ知得タル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

第四十一條 刑事訴訟法第二百二十六條第一項中「刑法第八十條ニ從ヒ罰金」ヲ「四十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改メ同條第二項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム
同法第二百三十八條中「刑法第七十九條ニ從ヒ罰金」ヲ「四十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム

同法第二百四十四條第一項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第四十二條 刑事訴訟法第六十七條第一項ヲ左ノ如ク改メ第三項ヲ削ル

被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト思料シタルトキハ公判ニ付スル言渡ヲ爲スコシ

第四十三條 刑事訴訟法第七十二條ヲ左ノ如ク改ム

第七十二條 檢事ハ免訴又ハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 刑事訴訟法第二百三十六條中「輕罪、重罪ノ」ヲ削ル

第四十五條 刑事訴訟法第二百四十一條ヲ左ノ如ク改ム

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキハ其事

件ヲ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲スコシ檢事ノ請求アルトキ亦同シ

被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サ

シムヘシ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 刑事訴訟法第二百六十四條中「更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲

シ」ヲ削ル

第四十七條 刑事訴訟法第三百十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

監獄ニ於テ執行ス可キ二個以上ノ主刑ノ執行ハ其重キモノヲ先ニス但特別ノ事由アルト

キハ檢事ハ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十八條 刑事訴訟法第二百十八條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第二百十八條ノ二 死刑ノ執行ハ檢事及ヒ裁判所書記ノ立會ニテ之ヲ爲スコシ

死刑ノ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス但檢事又ハ監獄長ノ許可ヲ得タル者

ハ此限ニ在ラス

第二百十八條ノ三 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失シタルトキハ司法大臣ノ命令ニ因

リ其痊癒ニ至ルマテ執行ヲ停止ス
死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懐胎ナルトキハ分娩後司法大臣ノ命令アルニ非サレハ執行ヲ爲スコトヲ得ス

第四十九條 刑事訴訟法第三百十九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

懲役 禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其事故ノ止ムマテ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

一 心神喪失ノ状態ニ在ルトキ

二 刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ

三 受胎後七月以上ナルトキ

四 分娩後一月ヲ經過セサルトキ

第五十條 刑事訴訟法第三百二十條中「之ヲ爲ス可シ」ノ下ニ「刑ノ執行ノ停止ニ付キ亦同シ」ヲ加ヘ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ徴收ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第五十一條 刑事訴訟法第二十四條、第六十三條、第六十八條、第七十三條及ヒ第七十四條但書ハ之ヲ削ル

第五十二條 刑事訴訟法中復権及ヒ特赦ニ關スル規定ハ之ヲ削ル

第五十三條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ爲シタル裁判所ノ檢察其裁判所ニ請求ヲ爲ス可シ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 刑ノ執行猶豫ハ裁判所ニ於テ檢察ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡ス可シ

第五十五條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ハ上訴ニ因リ其效力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス

上訴裁判所ハ新ニ執行猶豫ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在

地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其裁判所ニ請求ヲ爲ス可シ
前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲ス可シ此
決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 第五十三條及ヒ前條ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 明治三十八年法律第七十號ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ仍ホ猶豫ノ期間
ヲ經過セサル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十九條 明治三十九年法律第五十四號ハ之ヲ廢止ス

第六十條 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ
爲スコトヲ得

第六十一條 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲ス
可シ

第六十二條 左ニ記載シタルモノヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用トス

一 豫審、公判ニ付キ呼出シタル證人鑑定人及ヒ通事ニ給與ス可キ日當旅費及ヒ止宿料

二 第六十二條ニ記載シタル費用

第六十三條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ左ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁
判所之ヲ定ム

一 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付金二十錢乃至金五十錢但止宿料ヲ給與スル場合ニ於テハ
日當ヲ給與セス

二 鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ出頭一度ニ付キ金三十錢乃至金五圓

第六十四條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ旅費ハ海陸路一里ニ付金五錢乃至金二十錢ノ範圍内
ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ

以テ旅費ヲ算定ス

前項ニ掲ケタル者ノ止宿料ハ一日ニ付キ金二十錢乃至金一圓ノ範圍内ニ於テ豫審判事、
受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但八里以上ノ地ヨリ來リ滞在スルトキニ非サレハ之ヲ給與
セス

第六十五條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當、旅費及ヒ止宿料ハ豫審ニ於テハ其終結前、公

判ニ於テハ其判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給與セス

第六十六條 鑑定、通譯ニ付キ數多ノ時間又ハ特別ノ技能若クハ費用ヲ要スルトキハ日常

ノ外別ニ相當ノ金額ヲ給與スルコトヲ得

第六十七條 共犯ノ訴訟費用ハ共犯人ノ連帶負擔トス

附則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

刑法附則其他舊刑法施行ノ爲メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス

參照

本法第二十五條中の

一 第二編第三章第五節とあるは舊法の

許可なくして銃器彈藥を所持し又は製造する者を罰する規定です

二 第九十八條乃至第二百條とあるは舊法の

收入印紙郵便切手等の偽造變造さては再使用の刑の規定です

三 第二編第四章第七節及び第九節とあるは舊法の

度量衡の偽造變造及び投票紙の取締に關する規定です

四 第二編第五章第三節とあるは舊法の

傳染病豫防規則に關する刑の規定です

五 第三編第二章第四節とあるは舊法の

家資分散に際し詐偽行爲のあるを取締る規定です

改正新刑法施行法註解終

改正監獄法註解

(法律第二十八號)

第一章 總則

第一條 監獄ハ之ヲ左ノ四種トス

- 一 懲役監 懲役ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
 - 二 禁錮監 禁錮ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
 - 三 拘留場 拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
 - 四 拘置監 刑事被告人及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ拘禁スル所トス
- 拘置監ニハ懲役、禁錮又ハ拘留ニ處セラレタル者ヲ一時拘禁スルコトヲ得
警察官署ニ附屬スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得但懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ヲ一月以上繼續シテ拘禁スルコトヲ得ス

第二條 二月以上ノ懲役ニ處セラレタル十八歳未満ノ者ハ特ニ設ケタル監獄又ハ監獄内ニ於テ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ之ヲ拘禁ス

前項ノ規定ニ依ル者ハ滿二十歳ニ至ルマテ又ハ滿二十歳ニ至リタル後三月内ニ刑期終了
ス可キ者ハ其殘刑期間仍ホ繼續シテ之ヲ拘禁スルコトヲ得

心身發育ノ狀況ニ因リ必要ト認ムル者ハ前二項ノ適用ニ付キ年齢ニ拘ハラサルコトヲ得

第三條 監獄ニ男監及ヒ女監ヲ設ケ之ヲ分隔ス

懲役監、禁錮監、拘留場及ヒ拘留監ノ同一區劃内ニ在ルモノハ之ヲ分界ス

第四條 主務大臣ハ少クトモ二年毎ニ一回官吏ヲシテ監獄ヲ巡閱セシム可シ

判事及ヒ檢事ハ監獄ヲ巡視スルコトヲ得

第五條 監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ學術ノ研究其他正當ノ理由アリト認ムル場合ニ限
リ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

第六條 本法ニ依リ没入シ又ハ國庫ニ歸屬シタル物ハ之ヲ監獄慈惠ノ用ニ充ツ

第七條 在監者監獄ノ處置ニ對シ不服アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ巡閱
官吏ニ情願ヲ爲スコトヲ得

第八條 勞役場ハ之ヲ監獄ニ附設ス

前五條ノ規定ハ之ヲ勞役場ニ準用ス

第九條 本法中別段ノ規定アルモノヲ除ク外刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ
受ケタル者ニ之ヲ準用シ懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之
ヲ準用ス

第十條 本法ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ之ヲ準用セス

第二章 收 監

第十一條 新ニ入監スル者アルトキハ令狀又ハ判決書及ヒ執行指揮書其他適法ノ文書ヲ查
閲シタル後入監セシム可シ

第十二條 新ニ入監スル婦女其子ヲ攜帶センコトヲ請フトキハ必要ト認ムル場合ニ限り滿
一歳ニ至ルマテ之ヲ許スコトヲ得

第十三條 新ニ入監スル者傳染病豫防法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ニ罹リ
タルモノナルトキハ之ヲ入監セシメサルコトヲ得

第十三條 新ニ入監スル者傳染病豫防法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ニ罹リ
タルモノナルトキハ之ヲ入監セシメサルコトヲ得

第十四條 新ニ入監スル者アルトキハ其身體及ヒ衣類ノ検査ヲ爲ス可シ在監中ノ者ニ付キ必要ト認ムルトキ亦同シ

第三章 拘禁

第十五條 在監者ハ心身ノ狀況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第十六條 雜居拘禁ニ在テハ在監者ノ罪質、性格、犯數、年齡等ヲ斟酌シテ其監房ヲ別異ス

第一條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ依リ其監房ヲ別異ス
十八歳未満ノ者ハ第二條第二項ノ場合ヲ除ク外十八歳以上ノ者ト其監房ヲ別異ス但心身發育ノ狀況ニ因リ其必要ナシト認ムルトキハ此限ニ在ラス
前三項ノ規定ハ工場ニ於ケル就業ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 刑事被告人ニシテ被告事件ノ相關連スルモノハ互ニ其監房ヲ別異シ監房外ニ於テモ其交通ヲ遮斷ス

第十八條 懲役監、禁錮監、拘留場、拘留監及ヒ勞役場ノ同一區劃内ニ在ル場合ニ於テハ

同性者ニ付キ同一ノ病監又ハ教誨堂ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ因リ監房若クハ座席又ハ診察若クハ教誨ノ時間ヲ異ニス

病監ニ在テハ第二條及ヒ第十六條ヲ適用セサルコトヲ得

第四章 戒護

第十九條 在監者逃走、暴行若クハ自殺ノ虞アルトキ又ハ監外ニ在ルトキハ戒具ヲ使用スルコトヲ得

戒具ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 法令ニ依リ監獄官吏ノ携帯スル劍又ハ銃ハ左ノ各號ノ一ニ該ル場合ニ限り在監者ニ對シ之ヲ使用スルコトヲ得

- 一 一人ノ身體ニ對シテ危險ナル暴行ヲ爲シ又ハ爲ス可キ脅迫ヲ加フルトキ
- 二 危險ナル暴行ノ用ニ供シ得可キ物ヲ所持シ其放棄ヲ肯セサルトキ

三 逃走ノ目的ヲ以テ多衆騷擾スルトキ

四 逃走ヲ企テタル者暴行ヲ爲シテ捕拿ヲ免カレントシ又ハ制止ニ從ハスシテ逃走セン
トスルトキ

第二十一條 天災事變ニ際シ必要ト認ムルトキハ在監者ヲシテ應急ノ用務ニ就カシムルコ
トヲ得

前項ノ用務ニ就キタル者ニハ第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 天災事變ニ際シ監獄内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ在監者ヲ他所ニ
護送ス可シ若シ護送スルノ違ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解放セラレタル者ハ監獄又ハ警察官署ニ出頭ス可シ解放後二十四時間内ニ出頭セサル
キハ刑法第九十七條ニ依リ處斷ス

第二十三條 在監者逃走シタルトキハ監獄官吏ハ逃走後四十八時間内ニ限り之ヲ逮捕スル
コトヲ得

前項ノ規定ハ刑事訴訟法第六十條ノ適用ヲ妨ケス

第五章 作業

第二十四條 作業ハ衛生、經濟及ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業將來ノ生計等ヲ斟酌
シテ之ヲ課ス

十八歳未満ノ者ニ課ス可キ作業ニ付テハ前項ノ外特ニ教養ニ關スル事項ヲ斟酌ス

第二十五條 大祭祝日、一月一日二日及十二月三十一日ニハ就業ヲ免ス
父母ノ計ニ接シタル者ハ三日間其就業ヲ免ス主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ臨時就業ヲ
免スルコトヲ得

炊事、洒掃、看護其他監獄ノ經理ニ關シ必要ナル作業ニ就ク者ニ付テハ就業ヲ免セサル
コトヲ得

第二十六條 刑事被告人、拘留囚又ハ禁錮囚作業ニ就カンコトヲ請フトキハ其選擇スルモ
ノニ就キ之ヲ許スコトヲ得

第二十七條 作業ノ收入ハ總テ國庫ノ所得トス
在監者ニシテ作業ニ就クモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

作業賞與金ハ行狀作業ノ成績等ヲ斟酌シテ其額ヲ定ム

第二十八條 在監者就業ニ因リ創傷ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲メニ死亡シ又ハ業務ヲ營ミ難キニ至リタルトキハ情狀ニ因リ手當金ヲ給スルコトヲ得

前項ノ手當金ハ釋放ノ際本人ニ之ヲ給シ死亡ノ場合ニ於テハ死亡者ノ父、母、配偶者又ハ子ニ之ヲ給ス

第六章 教誨及ヒ教育

第二十九條 受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ其他ハ在監者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第三十條 十八歳未満ノ受刑者ニハ教育ヲ施ス可シ其他ノ受刑者ニシテ特ニ必要アリト認ムルモノニハ年齢ニ拘ハラズ教育ヲ施スコトヲ得

第三十一條 在監者文書、圖書ノ閱讀ヲ請フトキハ之ヲ許ス
文書、圖書ノ閱讀ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 給養

第三十二條 受刑者ニハ一定ノ衣類臥具ヲ着用セシム但拘留囚ニハ白衣ノ着用ヲ許シ其他

ノ者ニハ襯衣ノ自費ヲ許スコトヲ得

第三十三條 刑事被告人及ヒ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ノ衣類臥具ハ自辨トシ其自辨スルコト能ハサル者ニハ之ヲ貸與ス

自辨ノ衣類臥具ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 在監者ニハ其體質、健康、年齢、作業等ヲ斟酌シテ必要ナル糧食及ヒ飲料ヲ給ス

第三十五條 刑事被告人ニハ糧食ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第八章 衛生及醫療

第三十六條 在監者ノ頭髮鬚髯ハ之ヲ剪剃セシムルコトヲ得但刑事被告人ノ頭髮鬚髯ハ衛生上特ニ必要アリト認ムル場合ヲ除ク外其意思ニ反シテ之ヲ剪剃セシムルコトヲ得ス

第三十七條 在監者ハ其拘禁セラルル監房ノ清潔ヲ保ツニ必要ナル用務ニ服ス可シ

第三十八條 在監者ニハ其健康ヲ保ツニ必要ナル運動ヲ爲サシム

第三十九條 在監者ニハ種痘其他傳染病豫防ニ必要ト認ムル醫術ヲ行フコトヲ得

第四十條 在監者疾病ニ罹リタルトキハ醫師ヲシテ治療セシム必要アルトキハ之ヲ病監ニ收容ス

第四十一條 傳染病者ハ嚴ニ之ヲ隔離シ健康者及ヒ他ノ病者ニ接近セシムルコトヲ得ス但懲役囚ヲシテ看護セシムルハ此限ニ在ラス

第四十二條 病者醫師ヲ指定シ自費ヲ以テ治療ヲ補助セシメンコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第四十三條 精神病、傳染病其他ノ疾病ニ罹リ監獄ニ在テ適當ノ治療ヲ施スコト能ハスト認ムル病者ハ情狀ニ因リ假ニ之ヲ病院ニ移送スルコトヲ得

前項ニ因リ病院ニ移送シタル者ハ之ヲ在監者ト看做ス
第四十四條 妊婦、産婦、老衰者及ヒ不具者ハ之ヲ病者ニ準スルコトヲ得

第九章 接見及ヒ信書

第四十五條 在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス
受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ爲サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場

合ハ此限ニ在ラス

第四十六條 在監者ニハ信書ヲ發シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス

受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ發受ヲ爲サシムルコトヲ得ス但シ特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第四十七條 受刑者ニ係ル信書ニシテ不適當ト認ムルモノハ其發受ヲ許サス
前項ニ依リ發受ヲ許ササル信書ハ二年ヲ經過シタル後之ヲ廢棄スルコトヲ得

第四十八條 裁判所其他ノ公務所ヨリ在監者ニ宛テタル文書ハ披閱シテ之ヲ本人ニ交付ス
第四十九條 在監者ニ交付シタル信書及ヒ前條ノ文書ハ本人閱讀ノ後之ヲ領置ス

第五十條 接見ノ立會、信書ノ檢閱其他接見及ヒ信書ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十章 領置

第五十一條 在監者ノ携有スル物ハ點檢シテ之ヲ領置ス
保存ノ價值ナク又ハ保存ニ不適當ト認ムル物ハ其領置ヲ爲サス又ハ之ヲ解クコトヲ得
領置ヲ爲サス又ハ之ヲ解キタル物ニ付キ在監者相當ノ處分ヲ爲ササルトキハ之ヲ廢棄ス

ルコトヲ得

第五十二條 在監者領置物ヲ以テ其父、母、配偶者又ハ子ノ扶助其他正當ノ用途ニ充テン
コトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第五十三條 在監者ニ差入ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許
スコトヲ得

在監者ニ宛テ送致シ來リタル物ニシテ其差出人ノ氏名若クハ居所不明ナルトキ其差入ヲ
許ス可カラスト認ムルトキ又ハ在監者ニ於テ其受領ヲ拒ミタルトキハ之ヲ没入又ハ廢棄
スルコトヲ得

第五十四條 在監者ノ私ニ所持スル物ハ之ヲ没入又ハ廢棄スルコトヲ得

第五十五條 領置物ハ釋放ノ際之ヲ交付ス

第五十六條 死亡者ノ遺留物ハ請求ニ因リ相續人、家族又ハ親族ニ之ヲ交付ス

第五十七條 死亡者ノ遺留物ハ死亡ノ日ヨリ一年內ニ前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ
國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年內ニ居所分明セサルトキ亦同シ

第十一章 賞罰

第五十八條 受刑者改悛ノ狀アルトキハ賞遇ヲ爲スコトヲ得

賞遇ノ種類及ヒ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 在監者紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス

第六十條 懲罰ハ左ノ如シ

一 叱責

二 賞遇ノ三月以内ノ停止

三 賞遇ノ廢止

四 文書、圖書閱讀ノ三月以内ノ禁止

五 請願作業ノ十日以内ノ停止

六 自辨ニ係ル衣類臥具著用ノ十五日以内ノ停止

七 糧食自辨ノ十五日以内ノ停止

八 運動ノ五日以内ノ停止

九 作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削

十七日以内ノ減食

十一 二月以内ノ輕屏禁

十二 七日以内ノ重屏禁

屏禁ハ受罰者ヲ罰室内ニ晝夜屏居セシメ情狀ニ因リ就業セシメサルコトヲ得重屏禁ニ在

テハ仍ホ罰室ヲ暗クシ臥具ヲ禁ス

第一項各號ノ懲罰ハ之ヲ併科スルコトヲ得

第六十一條 前條第一項第一號ノ懲罰ハ刑事被告人及ヒ十八歳未満ノ在監者ニ之ヲ科セス

第六十二條 懲罰ニ處セラレタル者疾病其他特別ノ事由アルトキハ其懲罪ノ執行ヲ停止ス

ルコトヲ得

懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ其懲罰ヲ免除スルコトヲ得

第十二章 釋放

第六十三條 在監者ノ釋放ハ恩赦、職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係文書ヲ査閱シテ其手續ヲ爲スヘシ

第六十四條 恩赦ヲ受ケ又ハ假出場ヲ許サレタル者ハ其裁可狀又ハ許可書ノ監獄ニ達シタル後二十四時間内ニ之ヲ釋放ス

第六十五條 前條ノ場合ヲ除ク外命令ニ因リ釋放ヲ爲ス可キ者ハ命令書ノ監獄ニ達シタル後十時間内ニ之ヲ釋放ス

第六十六條 假出獄又ハ假出場ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ之ニ證券ヲ交付ス

第六十七條 假出獄ヲ許サレタル者ハ其期間左ノ規定ヲ遵守ス可シ

一 正業ニ就キ善行ヲ保ツコト

二 警察官署ノ監督ヲ受クルコト但警察官署ハ監獄ノ意見ヲ聽キ他ニ其監督ヲ委任スル

コトヲ得

三 住居ヲ轉移シ又ハ十日以上旅行ヲ爲サントスルトキハ監督者ノ許可ヲ請フコト

主務大臣ハ假出獄ヲ許サレタル者ノ帝國外ニ旅行ヲ爲スヲ許スコトヲ得

第六十八條 満期ノ者ハ其刑期終了ノ翌日午後六時マテニ之ヲ釋放ス

第六十九條 釋放セラル可キ者重キ疾病ニ罹リ監獄ニ於テ醫療中ナルトキハ其請求ニ因リ仍ホ在監セシムルコトヲ得

第七十條 釋放セラル可キ者歸住旅費若クハ相當ノ衣類ヲ有セサルトキ又ハ監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セシメタルカ爲メ歸住旅費ノ増加ヲ要スルニ至リタルトキハ衣類又ハ旅費ヲ給與スルコトヲ得

第十三章 死亡

第七十一條 死刑ノ執行ハ監獄内ノ刑場ニ於テ之ヲ爲ス

大祭祝日、一月一日二日及ヒ十二月三十一日ニハ死刑ヲ執行セス

第七十二條 死刑ヲ執行スルトキハ絞首ノ後死相ヲ檢シ仍ホ五分時ヲ經ルニ非サレハ絞繩ヲ解クコトヲ得ス

第七十三條 在監者死亡シタルトキハ之ヲ假葬ス
死體ハ必要ト認ムルトキハ之ヲ火葬スルコトヲ得

死體又ハ遺骨ハ假葬後二年ヲ經テ之ヲ合葬スルコトヲ得

第七十四條 死亡者ノ親族故舊ニシテ死體又ハ遺骨ヲ請フ者アルトキハ何時ニテモ之ヲ交付スルコトヲ得但合葬後ハ此限ニ在ラス

第七十五條 受刑者ノ死體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ解剖ノ爲メ病院、學校又ハ其他ノ公務所ニ之ヲ送付スルコトヲ得

附則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
監獄則ハ之ヲ廢止ス但懲治人ニ關スル規定ハ當分ノ内仍ホ其效力ヲ有ス

改正監獄法註解終

改正警察犯處罰令註解

法律研究會編纂

○改正警察犯處罰令に就きて

警察犯處罰令と云ふのは、明治四十一年九月二十九日、内務省令第十六號を以て公布されたる罰則の條例なんである、此れは今回新刑法が明治四十一年十月の一日より實施されたので、其れと同時に實行すべく公布された内務省令で、舊法に依つて云ふ所の違警罪であるのである、だが併し從來の違警罪は、拘留の最重か十日で、科料の最重が壹圓九拾五錢でしたが、改正の處罰令は拘留の最重が三十日で、科料の最高が貳拾圓と云ふ、大變に重ひこと、成つた、此れは舊法の違警罪が輕すぎたのか、其邊の事は立法者ならぬ門外漢の、素より知る所ではないが、思ふに從來の違警罪では懲りに、同一犯則を屢次繰り返す横着者があるからです、今度の處罰令がグツと重くなつたのは、社會の秩序を保ち、風俗

○處罰令に就きて

を矯正すると云ふ點につきましては、至極有力なる事で喜ばしいのである。

重すぎる酷だなど、云ふ連中が、或は多くの中にあらふ……此れ等は横着者の仲間で、先づ處罰令の御厄介に成る手合と云はねば成らぬ、處罰令の罰則如何に重くとも、之を犯すの意志なき者には些の痛痒も感じぬ、否な寧ろ社會の風俗を保ち、秩序を全ふすると云ふ點につきて、功力のあることを喜ぶのである。

乃で警察犯處罰令と云ふのは、其の罰則を犯した場合に、一々裁判所へ送られて判事より處罰の宣告を受けると云ふのではない、警察署長より處罰の宣告を受けるのである、其故に處罰令の頭に、警察犯の三字を冠されてあるのである。

而して警察犯處罰令は、横着者ならずとも、ナニ此れ位りの事など、はと云ふ氣を起して、無意味に犯則行爲を爲すのがある、此れ位りの事など、云ふのが、抑も横着者の仲間入の緒口だが、左に不都合のなき様にと思ひて、處罰令の全部を俗解する事となつたのである、左に逐項註釋を下しましよー

警察犯處罰令は、全部四條五十八項より成り立つてゐる、其第一條は。

第一條 左の各項の一に該當する者は、三十日以下の拘留に處す

第一條の定は、處罰令中の最も重きもので、次に示めす四項の中の一を犯したものは、如何なる事があるも、科料では濟まぬ、拘留に處せられるので、其の拘留期限は、何れ位りの間であるかと云ふに、三十日以下である、故に警察署長の見込に依りて、五日位りで勘忍して呉れる事もあらふ、又た頭こなしに三十日と云ふ宣告を下さるる事もあらふ、以下と云ふ明文のあるからは、三十日より上へは一時間も出ることはない、何しろ三十日間身體の自由を拘束されること、承知してゐればよろしいのである。

一、故なく人の居住、又は監守せざる邸宅、建築物、又は船舶内に潜伏したるもの。

人の住つてゐる家へ入るには、何にか其の入るべき理由がある、譯なくして無暗に人の

○第一條の規定

家へ入つたり、又は邸の内や空屋や普請中の家や掛小屋などの内へ、人が番をしてゐないからと云つて入つたりするか、家や邸ではないが、船も人の住つてゐるものゆへ、其の内へ理由なくして入つたりした時には、三十日以下の拘留だ。

寝る場所が無いからと云つて、空屋や普請小屋や、人の居ない船の内などへ入つて、寝たりしよものなら、忽ち三十日以下の拘留だ、此場合は人がゐないから知れぬはなど、思つて、其邊にある物を胡魔化すと、泥助と變じて拘留では濟ぬ、懲役だ、故なくして人の家や空屋へ潜り込む者は、正當な人物では無論ない。

二、密淫賣を爲し、又は其媒合若くは容止を爲したるもの
淫賣に就きての取締りで、此の淫賣と云ふ奴が社會の風俗を亂すことが、甚だしいのである、舊法は余りに輕きに失したので、懲ぬ、乃で今度は容赦なく三十日以下の拘留と定められた、左れば淫賣をなしたる者は素より、其の媒合をなしたる者も、又た淫賣をしよと約束を結びて、其れだけの報酬を收めた以上は、最早や逃れられないのである、辻君や生血を吸ふ鬼婆や、狼連は大恐慌だらふ。

三、一定の住居又は正業なくして、諸方に徘徊するもの。

此は舊法の浮浪罪です、斯ふと云ふ定つた職業もなく、此處に住つてると云ふ場處もなくして、行きやたりばつたりで、其日を送つてゐるものは、三十日以下の拘留に處せられるのです、斯ふ云ふ連中が空屋などへ潜り込んで、機あらば悪事を働らく奴等です、左てこそ三十日以下の拘留に處せられるのです。

四、故なく面會を強請し、又は威迫の行爲を爲したるもの。

此は人の家へ出掛けて面會を求むべき理由のなきに、是非會ひたいとだ、をこねて試たり、又は面會しなけりや暴れるぞなど、粗暴な舉動をして見せた者などは、容赦なく片つべしから、三十日以下の拘留に處せられますのです、賭博打や無賴漢などが、能く此の様な無茶な事をする場合がある。

第二條 左の各項の一に該當する者は、三十日以下の拘留、又は二十圓以下の科料に處す。

第二條は次に示す三十七項目の行ひに對しての、處分を定められたので、其の中の何れか一を犯したるものは、署長の見込に依りて、三十日以下の拘留か、又は二十圓以下の科料に處せられるのです、故に本條の犯則に就きては、第一條の場合の如く、必ず三十日以下の拘留に處せられると限つてはゐぬ、拘留の代りに二十圓以下の科料で済して貰へる場合もあるのだ、左れば第一條より幾分か緩やかである。

一、強力寄捨を強請し、又は物品の購買を求むるもの。

此は御免を蒙むると云ふて斷はるにも拘はらず、イヤ是非とも幾分かの寄進に就て貰ひたいとか、是非金子を下さいとか、或は不用の品を持つて來て、是非買つて貰ひたいとかと、ねだるものは三十日以下の拘留か、二十圓以下の科料に處せられるのである、斯様な連中は澤山に在つて蒼蠅ですが、併し斷はられて其のまゝ、素直に歸れば兎も角も、歸らずしていやがらせを云ふと、直に處分されるのである。

二、乞丐を爲し、又は乞丐を爲さしめたるもの。

此は乞丐の取締を、今回新たに設けられたので、乞丐の矢鱈に徘徊してゐるのは、第

一 風俗を害す、又は強力を乞はれるもの、随分蒼蠅く加之ならず、中には家人の隙を窺つて其處邊に在る物を、チヨロ魔化す手合がある、是れ等の弊害に向つて、此の取締のあるは實に當然の事にて、左ればいや乞丐をしてゐる者は素より、乞丐の群へ引き入れて、乞丐に成れと勧める者も、亦た同罪として處分されるのである。

三、猥りに寄附を強請し、又は收利の目的を以て、強て物品を配布したるもの。

此は第一項の場合と略ぼ同様ですが、神社佛閣の札などを持ちゆきて、幾分かの寄附に就いて呉れいとか、又は價格の無き物を持つて行きて、是非買つて呉れへと迫つたり、又は興行などをするから寄附して呉れと、斷はるのを無理矢理に頼んだりした者は、本條に依つて處罰されるのである。

四、入札の妨害をなし、又は共同入札を強請し、若くは落札者に對して、其事業又は利益の分配、若くは金品を強請したるもの。

○第二條の規定

此は入札につきての取締りで、所謂團子取の連中を取締つて處分するのである、即ち入札せんとする者に、入札の妨をしたり、又は自分も一所に入札の仲間へ入れて呉れと、嫌がらしを云ふて無理に頼んだり、或は札の落ちし者に向つて、其受取つた仕事を己にも幾分か持たせて呉れとか、其の儲の幾分を己に分ろとか、或は歩合を出せとかと云つて、無理矢理に迫るが如きことを爲したる時には、其の所爲の何れたるを問はず、本條に依りて處罰されるのです、若し此の場合に於て無理往生をさせて金品を取つたとか、事業なり利益なりの分配を出すと承知させたりした場合には、其の行り方の如何に因りては、拘留や科料などでは濟まぬ、脅喝取財に問はれて、重罪の刑に處せられることもあらふ、何んしろ入札と云ふ事に就きての弊害は、實に夥多しいものである、此取締の出來たは實に喜ばしいのです。

五、他人の事務に對し、惡戯又は妨害を爲したるもの。

此は句駄らぬ事を意趣に持つたりして、人の仕事に就きてありもせぬ事を云ひ觸して、困らせて試たり、又は仕事場へ出掛て喧嘩口論などを仕掛て、其の仕事の邪魔をした

まする者がある、此は自分が請取らふと思つた仕事を、他人に受け取られて、其れを意根に思つて、仕事の邪魔をしたりするのが幾許もある、此れ等の不心得者に對しての處分であるのである、乃で其の妨害の仕方の方法に依つては、中々に處罰令などでは濟まぬ、重罪の處分を受けねば成らぬことも無論あるのである。

六、新聞紙、雜誌其他の方法を以て、誇大又は虚偽の廣告を爲し、不正の利を貪りたるもの。

此は昨今随分行なはれる奸手段でして、新聞紙や雜誌などへ、大法螺の廣告をして人を胡魔化して、不正の利益を取りたる者は、本條に従つて處分されるのである、其他の方法と云ふのは、新聞紙や雜誌の廣告に限らぬ、引札や人に廣告させたりしても、矢張その通りです、迷信者を惑はせたり、病氣の癒る方法を知らせるの、又は安ひ何々の品物を分つなど、云ふ類の行り方が、皆な本條に依つて處罰されるのですが、同じ廣告を利用して、其の行り方の如何に依りては、其性質が詐偽取財と變じて、重罪と成るのである。

○第二條の規定

七、新聞紙雜誌其の他の出版物の購讀、又は廣告掲載に就き、強い

て其の申込みを求めたるもの。

是も昨今澤山に在ること、是非とも此新聞紙とか雑誌とかを買つて呉れと、嫌がらしを云つて無理に押し付けたり、又書物の類を無理に買へと云つて押し賣に歩ひたり、或ひは頼みもせぬ廣告を、新聞紙や雑誌へ出して、其料金を得やうとしたる者は、凡て本條に依つて罰せられる、此の種の無理押し付と云ふのが、近頃澤山にあつて蒼蠅から良き取締りである。

八、申込なき新聞紙、雜誌其他の出版物を配布し、又は申込なき廣告を爲し、其代料を請求したるもの。

此は承知なき新聞紙や雑誌や、又は發行したる書物の類を、無暗に配つて置ひて、後から其の代金を無理に請求したり、又は何の依頼もなきに、廣告を新聞紙や、雑誌に掲げて、其から其料金を無理矢理に請求して受取り、或は請取らんとしたるものは、本條に依つて處断されるのである、此も新たに設けられたる取締りにして、此種の行

爲を敢てする者が澤山に在るから、良き取締り方である。

九、祭事、祝儀等の施行に對し、悪戯又は妨害を爲したるもの。

此は平素より何か面白くない事のある連中が、其祭事や祝ひ事などをするに當つて、悪戯をして困らせたり、邪魔をしたりするか、又は人の祭事や祝儀に就て、其を面白半分、邪魔をしたり、悪戯をしたりする者などがある、斯の如き所爲のあるものは、容赦なく本條に依つて處分されるのである。

十、自己専有の場處内に、老幼婦女又は疾病の爲め、扶助を要するもの、若くは人の死屍、死胎ある事を知り、直ちに警察官署に申告せざるもの、

前項の死屍、死胎に對し、警察官吏の指揮なくして、其現場を變化したるもの。

此は人躰及び死屍を重んぜらるゝより、設けられたる取締り法です、即ち自分が有つてゐる土地の内に、老人か子供か女子か、又は病氣の爲めに身躰の自由が利かず、其れ

を他より扶けねば成らぬ者が倒れてゐるとか、又は死骸や嬰兒の死骸が捨てある事を知つた時には、直ちに警察官署へ届け出ねば成りませぬのです、此場合に掛り合に成るとかと云つて、届出を爲さなんだ時には、本條に依りて處分されるのです、又た死骸や嬰兒の死骸のある事を、仮し届け出ても其の筋より、警官が出張して、斯ふせいと加彼せいとかと云ふ、指揮の無い中に死骸を取片附たりした時には、矢張本條に依りて處分されるのであります、老幼婦女の困難せる者は、他より扶助けることが、出来ねば、其筋へ申し出て、其の筋の扶助を仰がねば成らぬ、又た老幼婦女でなくとも、病氣の爲めに行き倒れてる者が、自分の所有地内に在つた時には、直ちに相當の手當を施てやつて、其上で其筋へ申し出るのが、人間の道で即ち所謂人道であるのです、其故に人道を踏ますして、世話をせぬとか、其筋へも申し出ぬとかのことがあつては、即ち本條に依りて處分されるのである。

十一、公衆の自由に通行し得る場所に於て、喧噪し横臥し、又は泥酔して妨害を爲したるもの。

此は往來の妨害通行人の迷惑となることですから、此に就きての取締が設けられたのである、即ち大道に於て大聲を發して狂ひ廻つたり、ワイワイと唄などをうとふて、騒ぎ廻つたり、ドロムに酔ふて通行人に戯むれたり、さては大道に寝轉んだりしたものは、皆な本條に因つて處分されるのである、此等は皆な往來の妨と成ると同時に、通行人に迷惑を掛けることが、一方ならぬので、此取締が設けられてあるのである。

十二、公衆の自由に通行し得る場所に於て、漫りに車馬、舟筏、其の他の物件を置き、又は交通の妨害と成るべき行爲をなしたるもの。

此は決して往來に限つて譯ではない、川でも左様です、人の歩くところを出來ね、舟にて通行をする以上は、等しく往來である、左れば往來に馬を繋いで置いたり、又は車を置きつ放しにしたり、其他大きな物を轉がして置いたりして、往來の妨を爲したり、筏や舟を繋ぐべき處に繋がずして、船舶の通行を其れが爲めに妨たげる様な事をした時には、矢張本條に依つて處罰されるのでありますから、注意して貰いたいの

です。

十三、公衆の自由に通行し得る場所に於て、危険の恐れある時、點燈其の他豫防の装置をなすの、義務を怠りたるもの。

此は往來の普請などにて、土を積んだり石を置いたり、或は穴を掘たりしてある場合とか、又は道路の崩れたりして、通行に危険を感じる場合に、燈火を點けて夜間などは其れが注意を爲すべく、晝間と雖も繩張など、相當の手當を爲して置くのが、今日一般通行人に對しての義務である、ところが此の義務を欠きて、毀れてゐる個處があるも、相當の注意を與ふべき手當を致して置なんだ時には、本條に照して處罰されるのです。

十四、劇場、寄席其の他公衆會合の場所に於て、會集の妨害を爲したるもの。

此れは芝居や、話し、淨瑠璃、演說會、音樂會など、凡て多人數が集會する場に於て、其の興行物を妨げたる目的で、ワイワイと騒ぎ立たり、又は見物人や聴衆の妨げに成

る様なことをした場合には、警察官吏の見込に依つて、本條に照して處罰されまするのである。

十五、雑沓の場所に於て、制止を肯んぜずして、亂暴の行爲をなしたるもの。

此は如何な場處にても構はぬ、凡て人の大勢集まつて、込み入り切つてゐる處で、亂暴をなしたる時は、容赦なく本條に依つて處罰されるのである、だが併しながら、此に群集の中で、亂暴をしやうとする者がある、其を傍より左様な事をしてはゆかぬぞよと、止めた者がある、此の時に止めれば別段罪とは成らぬが、其の制止をも聽かずして、暴れた時には罰せられるのです、故に制止を肯んぜずしてと、本文に記し示されてゐるのである。

十六、人を誑惑し、流言風説を爲し、又は虚報をなしたるもの。

此れは能くある事で、根も葉もなき出放題の事を云ひ振して、人の心を迷はせたり、在もせぬ事を在つた様に傳えて、人々を誤魔化して騒がしたりした者は、亦た容赦な

く本條に照して處罰されるのである。

十七、漫りに吉凶禍福を説き、又は祈禱巫呪をなし、又は守札類を授與して、人を惑はしたるもの。

此は無暗に斯すれば吉き事があるの、斯すれば凶ひ事があるのと、云ひ觸したり、祈禱をすれば良き事があるの、巫呪をしてやるの、或ひは守札の類を渡して、之を肌身に附てれば、災難を逃がれるのなぞと云ふて、愚民を迷はし、其を種として相當の利益を占めたる者は、本條に依つて處罰されるのである。

十八、病者に對し、禁厭、祈禱、巫呪等をなし、又は神符、神水等を與へ醫療を妨ぐるもの。

此も第十七項のと同様の如くですが、本項は病人に對しての時の場合を示したのであつて、病氣を癒して進うと云つて、醫者に診て貰はぬが可いとか、何々を絶つが可いとか、祈禱をして進げるとか、巫呪をして進げるとか、又は御札を載げとか、御神水を飲めとかと云つて、病人や其他家人を迷はせて、醫士の診察治療を、爲さしめぬ様

になしたる者は、容赦なく本條に依つて處罰されるのである、一例を引きて示せば、稻荷さんだとか、天理教だとかと云つて、病人の在る家へ出掛て、説き勸めて迷はす者などである。

十九、催眠術を施したるもの

此は一種の仕方に依りて、人を眠むらし、一時正氣を失はしたるもの、ことを云ふので、昨今は御承知の如く、此催眠術と云ふのが流行です、故に仮し當人の承諾を得るも、催眠術を施すべき理由なき時は、本條に依て處罰さる。

二十、官職、位記、勳章、學位を偽はり、又は法令の定むる職服、記章を借用し、若くは之に類似するものを使用したるもの。

此は官吏でもないのに官吏だと云ふたり、位の無きに在る様に云ひ囃したり、學士でもなきに學士だとか、博士だとか云つたり、勳章だもなきに在るやふに云つたり、他人の官服を借りて着たり、記章を借りてかけてみたりして身分を詐りつ、人の中へ出たる時には、何れも本條に依つて處罰されるのである、併し他人に向つて法螺半分に、

○第二條の規定

僕は官吏です、從七位ですの、又は勳何等ですとかと云ふた位のでは、別に罰せられませんが、多くは名刺の肩書に記した時などですやうである。

二十一、官公署に對し、不實の陳述を爲し、又は其義務ある者にして、故なく陳述を肯んぜざるもの。

此は官署や公署、即ち役場や公證役場或は執達吏役場などに向つて、其の訊ねられた事などに就きて、本當の事を申し立なんだとか、又は其の訊ねられた事に就きて、正當の理由だもなきに、其答辯を承知しなんだ時には、共に本條に因て處分されるのである。

二十二、人の飲用に供する淨水を汚穢し、又は其の使用を妨げ、若くは其の水路に障害を爲したるもの。

此は凡て人の飲料水に就きての、取締りなんである、人の飲ひべき水を飯し何ん等の目的なきにもせよ、其れを不潔くしたり、又は其水を用ゆるの妨げを仕て試たり、或ひは其の水の通ふてゐる通路を、水の十分に來ぬやうに妨をしたりするが如きことの

在つた時には本條に依つて處分さる。

二十三、河川、溝渠、下水路の疏通を妨ぐ可き、行爲をなしたるもの。

此は河や溝や用水や、さては下水路を妨げて、水の十分に通ひ能はぬが如き事をなしたる時には本條に依つて容赦なく處分されるのである

二十四、自己又は他人の身體に刺紋したるもの

此は文身に就きての取締りにして、今まで已に文身をした者は仕方ありませんが、假し面白半分にもせよ、新たに文身をした者か、他人に勸めて文身をさせた者か、或は文身をしてやつた者は、文身する事を商法としてゐると、ゐないとに拘はらず、本條に従がつてドシドシと處分されるのである。

二十五、出入を禁止したる場所に於て、漫りに出入したるもの。

此は通行止と成つてゐる、場所へ、構はずにドシドシと入り込んだものを、處罰されるので、往來止の場處へ無暗に入り込む馬鹿者もありままするが、若し近路だなど、云

ふ考へを起して、入り込んだ時には、本條に依つて容赦なく處分されるのである。

二十六、官公署の榜示し、若くは官公署の指揮に依り、榜示せし禁條を犯し、又は其設置にかかる榜標を、汚瀆し若くは撤去したるもの。

此は官署や役所、其他諸種の役場の此々をしては成らぬと云ふ、掛札か又は官公署より、斯々の事をしては成らぬと云ふ札を、出せと云ひつかつて出したる、其の掛札や、又は其の掛つ示めされたる禁札を汚して、文字を判明なくしたり、又は其の禁札を取つて、他へ投り棄たりしたる者は、皆な本條に依つて、ドシドシと處分されるのである、榜示とは明り易く云へば、如何なる種類の物かと云ふに、彼の公園等に在る「樹木折る可からず」とか「車馬の通行を禁ず」とかと云ふ札のことを云ふのである。

二十七、水、火災其他事變の際、制止を肯せず、其現場に立ち入り、若くは其場所より退去せず、若くは官吏より援助の求めを受たるにも拘はらず、傍觀して之に應ぜざるもの。

此れは火事場や出水の場所や、其他何か騒動の生じたる時に、其の場へ入らふとする者、又はたは邪魔に成るから、立ち退けと巡查その他の官吏より、云はれたるにも拘はらず、無理に入らふとしたり、無理に立ち退なんだりした者は、各本條に依つて處罰されるのである、又は非常な場合に際し、立會の官公吏より、手助をして呉れろと頼まれたるにも拘はらず、其の手助をせずして、傍で觀てゐた者も、亦た本條に依つて處分されるのである、此れ等の事は火事場などで、隨分ある事である。

二十八、猥りに他人の軒燈、又は社寺、道路、公園其他公衆用の常燈を消したるもの。

此は軒にある燈火や、神社佛閣の入り口に點されてある常夜燈や、その他公園内又は往來に點されてある瓦斯燈や、洋燈などを無暗に消したる者を罰する規定である、斯様な事をする馬鹿者は、先づ以てありませんが、併しホロ酔ひ機嫌の戯むれとか、面白半分な斯様な惡戯をする奴がある、其れを處分するには本條の科料、又は拘留を以てせられるのである。

二十九、他人の田野園圃より、菜果を摘採し、花卉を採折したるもの。

此は人の所有せる畑に出来たる果物や、大根などを一寸と一つ二つ取つたり、ア、美麗な花だことなど、云つて、其の一輪を手折した時には、本條に依つて處分されるのである、ところが澤山に取つて、其の目的が幾分かの利益を得ん爲であつた時には、刑法の窃盜罪に問はれて、懲役だ、本條の規定は一つ食むたいとか、面白半分とかと云ふ、無意味に出でたる場合で、一口に云へば悪戯者を取締るのである。

三十、使用者にして勞役者に對し、故なく其の自由を妨げ、又は苛酷の取扱ひをなしたるもの。

此は雇人に對して、雇主が相當の理由だもなきに、其一身の自由を束縛する、明り易く云へば病氣だから休ませて呉れと云ふに休ませず、又は手荒ひ取扱ひをしたりせし時は、雇主は本條の規定に依つて、處分されるのである。會社工場などに於ける、雇主と勞働者の取締につきは、別に完全なる取締がある、

此は一般に雇主と雇人とに對しての規定である。

三十一、猥りに他人の身邊に立ち塞がり、又は追隨せるもの。

此は隨分（ぶいぶん）に在ること、（たごへ）命令は面白半分（おもしろはんぶん）に婦人の通つて前へ、突然立ち塞がつて、キヤツキヤツと云はしてみたり、又は婦人の通つて行く後より、馬鹿口を叩きながら、追へて嫌がらしたりする悪戯者がある、此等の者に對して加へる制裁で、斯様な馬鹿者は、本條に依り容赦なく罰せられるのである。

三十二、他人の身躰物件、又は之に害を及ぼすべき場所に對し、物件を放棄し又は放捨したるもの。

此も悪戯者を罰する規定で、他人の通行して所へ、お構ひなしに石や塵芥や、其の他の害となるべき物を投つたり、又は人家の附近へ不潔物や、燃え易き物などを打ち棄つた時には、本條に依つて處分されるのである。

三十三、神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、型像其他、之に類するものを汚瀆したるもの。

神社、佛閣、其他禮拜所などに在る、種々の物を汚したり、又は墓所の榜や石銅像や、其の他右等の場處に具へ付てある物を、故意に汚したりした者は、凡て本條に依つて處分されるのである。

三十四、人の死屍、死胎を隠匿し、又は他物に紛らはしく、偽装したるもの。

此は死骸や生れ兒の死骸を發見ても、其れを届け出ずして、他へ放棄つて匿したり、又は死骸を他の者の様に荷作をして、人知れず他處へ運ばふとしたり、或は運んだ者は、何れも本條に依りて處分されるのである。此は他人の死骸に限らず、自家に在りし死人の場合に於ても、右同様處分されるのである。

三十五、一定の飲食物に他物を混じて、不正の利を圖りたるもの。此は横着者の取締りで、仮令ば一合五錢で賣る酒の中へ、水を混ぜて四錢位の直打の物として、利益を得たるものなどは、無論本條に依つて處分されるのである。其他右様の方法に依つて、不正の利益を得た者は、皆な本條に依つて處分されるのである。

三十六、不正の果物、腐敗の肉類、其他健康を害すべき、飲食物を營利用に供したるもの。

此は十分に熱してゐない果物や、腐りか、つた果物、さては餡物の菓子など、又は腐りか、つた牛鳥肉、その他魚類を始め、凡て食の物ではあるけれども、腐りか、つて之を食はれは多少身体の害と成るべき、恐のある物を賣り付けた者は、本條に依つて處分されるのである。

三十七、猥りに他人の繋ぎたる舟筏、牛馬、其の他の獸類を解放したるもの。

此は舟であらふが筏であらふが、牛馬其の他犬猫などの繋ひであるのを、お構ひなしに解き放した者は、何れも本條に因て罰せられる。

第三條 左の各項の一に該當するものは、二十圓以下の料に處す。

第三條は次に示す十七項目の、行爲に就きての處分を規定されたので、其の中の何れ